

令和6年3月美馬市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年2月28日（水）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 市政に対する代表質問
- 日程第 3 市政に対する一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 美馬市うだつ未来館条例の制定について
議案第 2号 美馬市印鑑条例及び美馬市手数料条例の一部改正について
議案第 3号 美馬市自家用有償旅客運送条例の一部改正について
議案第 4号 美馬市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について
議案第 5号 美馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 7号 青木家住宅設置条例の一部改正について
議案第 8号 美馬市美馬リバーサイドパーク条例の一部改正について
議案第 9号 美馬市介護保険条例の一部改正について
議案第10号 美村総合交流促進施設条例の一部改正について
議案第11号 吉田家住宅設置条例の一部改正について
議案第12号 美馬市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第13号 美馬市水道条例等の一部改正について
議案第14号 美馬市消防事務手数料条例の一部改正について
議案第20号 令和6年度美馬市一般会計予算
議案第21号 令和6年度美馬市国民健康保険特別会計予算
議案第22号 令和6年度美馬市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和6年度美馬市介護保険特別会計予算
議案第24号 令和6年度美馬市一の森ヒュッテ事業特別会計予算
議案第25号 令和6年度美馬市小水力発電事業特別会計予算
議案第26号 令和6年度美馬市下水道事業会計予算
議案第27号 令和6年度美馬市水道事業会計予算
議案第28号 令和6年度美馬市工業用水道事業会計予算
議案第29号 令和6年度美馬市簡易水道事業会計予算
議案第30号 辺地に係る総合整備計画の変更について
議案第31号 辺地に係る総合整備計画の変更について

- 議案第 3 2 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 3 3 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 3 4 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 3 5 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 3 6 号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第 3 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 8 号 市道路線の変更について

日程第 5 請願第 1 号について

令和6年3月美馬市議会定例会会議録（第2号）

◎ 招集年月日 令和6年2月28日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 議 午前10時00分

◎ 出席議員

1番	蔭山 勝利	2番	南 渚	3番	細川 健一
4番	森野 信一	5番	藤原 昌樹	6番	田中みさき
7番	立道 美孝	8番	都築 正文	9番	田中 義美
10番	中川 重文	11番	林 茂	12番	郷司千亜紀
13番	井川 英秋	14番	西村 昌義	15番	久保田哲生
16番	片岡 栄一	17番	川西 仁	18番	前田 良平

◎ 欠席議員

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	加美 一成
副市長	岡 建樹
企画総務部長	吉田 正孝
保険福祉部長	住友 礼子
市民環境部長	伊内 公一
経済部長	藤田 伸次
建設部長	藤重 久
水道部次長（水道課長）	山川 一美
消防長	根本 賢一
会計管理者	高尾 寿美
企画総務部次長（秘書人事課長）	渡邊 晴樹
企画総務部企画財政課長	佐藤 優行
代表監査委員	喜多 輝光
教育長	村岡 直美
副教育長	園木 一昌

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	篠原 孝志
--------	-------

議会事務局次長
議会事務局次長補佐

大島 康作
村上 富美

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

8番	都築	正文	議員
9番	田中	義美	議員
10番	中川	重文	議員

開議 午前10時00分

◎議長（川西 仁議員）

改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、ご配付の日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番 都築正文議員、9番 田中義美議員、10番 中川重文議員を指名させていただきます。

次に、日程第2、市政に対する代表質問を行います。

通告者は、ご配付の代表質問一覧表のとおり、通告は2件であります。

まず初めに、美馬の未来を考える会、森野信一議員。

◎4番（森野信一議員）

4番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、4番、森野信一議員。

[4番 森野信一議員 登壇]

◎4番（森野信一議員）

議長のお許しをいただきましたので、美馬の未来を考える会を代表し、質問をさせていただきます。

令和6年3月議会のトップバッターでの質問であり、私にとりましても初めての質問となりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、240名を超える方々がお亡くなりになり、多くの方々が自宅を失うなどして避難生活を余儀なくされています。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

美馬市からも簡易シャワーセットを被災地に提供したとのことが新聞で報道されておりましたが、今後も息の長い支援を行う必要があると思います。

そこで、お伺いします。

これまでに何人の職員を派遣し、現地でどのような支援を行ったのかについてお答えをいただきたいと思います。また、派遣された職員からは被災地の状況について報告があったと思いますが、可能な範囲で結構ですので、その概要について説明をいただければと思います。

次に、大規模災害が発生した場合のインフラの復旧について質問いたします。

今回の能登半島地震では、道路や水道、下水道などのインフラ施設に壊滅的な被害が出ていると報道されています。道路が使えなければ現地に支援に行くことさえすらできませんし、復旧のスタートラインに立つこともできません。また、水道や下水道が復旧しないことには、例え自宅が無事でも生活を本格的に再建していくことは難しいのではないでし

ようか。

そこでお伺いします。

先日、脇町拜原地区で水道管の老朽化が原因と思われる大規模な断水がありましたが、美馬市に老朽化した水道管が多いと思います。基幹的な水道管については耐震性が求められると思いますが、美馬市の水道管の耐震化の状況についてお答えいただきたいと思います。

また、市道に架かる橋が地震などで崩落すると救出などに支障が出るほか、復旧までに相当な時間を要し、集落の孤立化が長期化するなどの問題につながります。市内には、老朽化した橋が多いと思われませんが、どのような老朽化対策を取っているのかについてもお答えをいただきたいと思います。

また、能登半島地震では、発生からしばらくの間、電話の基地局が電源が失われ、携帯電話が使えないという問題があったようです。そこで、その後、携帯電話会社の努力などもあり、早期に復旧したそうですが、美馬市においても携帯電話の基地局が被害を受けた場合の対応について想定しておく必要があると思います。また、スマートフォンから様々な情報を入手されている方も多いと思いますが、停電が長引いた場合の対応についても考えておく必要があります。美馬市における携帯電話の基地局が被害を受けた場合の対応や停電が長引いた場合の電源確保対策についてもお答えいただきたいと思います。

これらの質問に対する答弁を受け、再問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

4番、美馬の未来を考える会、森野信一議員からの代表質問に順次お答えさせていただきます。

まず、能登半島地震の被災地に対する本市職員の派遣状況についてのご質問でございますが、本市におきましては、徳島県の対口支援先であります石川県輪島市に対し、関西広域連合の枠組みの中で対口支援の総括の役割を担っている三重県の調整の下、支援を行っております。

まず、1月8日から12日までの5日間、市が保有いたしますA I水循環システムを活用した簡易シャワーセット一式を帯同した危機管理課の職員1名を県の入浴支援チームの一員として輪島市の避難所へ派遣いたしました。また、簡易シャワーセットの運用につきましては、本市職員の派遣期間終了後も東京都の職員に引き継いでおりまして、多くの被災者の皆様にご利用いただき、喜んでいただいていると伺っております。その後、1月21日から25日までの5日間は、県医師会からの要請でJMATとくしまの一員として木屋平診療所の医師を金沢市へ派遣したほか、2月3日から8日の6日間には、危機管理課

の職員2名を輪島市の門前地区へ派遣し、避難所の運営支援を行ってまいりました。また、現在は、危機管理課と生活福祉課の職員2名を派遣しておりまして、輪島市門前総合支所において罹災証明書の交付や被災者生活再建支援金の申請の受付などの業務に従事しております。

今後におきましても、県や県市長会の要請に基づいて職員を派遣し、被災者の生活再建支援などの業務に当たるほか、被災者の健康管理のための保健師の派遣や給水活動の支援につきましても各関係機関からの要請に基づき、対応することとしております。

続いて、派遣職員から報告された被災地の状況についてでございますが、派遣職員からの報告によりますと、輪島市におきましては上水道の断水が続いているほか、下水道施設にも甚大な被害が生じており、上水道は3月末の復旧に向け、作業が進められているようですが、下水道につきましては復旧のめどが立っていない状況とのことでございます。

なお、輪島市の門前地区では、東京都水道局などによる飲料水や生活用水の給水活動が継続的に行われており、手洗いや炊事につきましては支障なく行うことができる状況と報告を受けております。

また、職員が派遣された避難所では、仮設の入浴施設やトイレが設置され、ボランティアによる清掃が行われているほか、乾燥機付洗濯機や空気清浄機なども順次配備をされており、一時は感染症が蔓延した時期があったようですが、現在は落ち着いてきており、支援が必要な方の入浴が困難であることなどを除いて、避難所の環境は一定程度改善されていると伺っております。

なお、支援物資につきましては、災害発生から1週間程度は避難所へ全く行き届いていなかったと伺っておりますが、自衛隊などが物流を担うことで、現在は一部の物資を除いて充足をされているようでございます。

被災地におきましては、生活支援の段階から復旧・復興の段階への移行にはまだ時間がかかると考えておりますので、本市といたしましても関係機関との連携の下、引き続き職員派遣を含め、できるだけの支援を継続してまいりたいと考えております。

次に、携帯電話基地局が被害を受けた場合の対応についてのご質問でございますが、能登半島地震では通信の途絶が大きな問題となりましたが、これは重要なインフラである携帯電話が輻輳や長引く停電、基地局の損傷などにより使用できなくなったことが原因でございました。

本市におきましては、携帯電話や固定電話による通信ができなくなる場合を想定し、災害時の通信網の多重化を進めておりまして、まずは災害発生時に優先的に発信することができる回線である事前設置型特設公衆電話回線を全ての指定避難所に設置をしたほか、道路の寸断が想定される山間部の避難所には衛星携帯電話やアマチュア無線機を配備しております。

なお、アマチュア無線機につきましては、市職員による有志のアマチュア無線クラブを結成し、本年度から年4回の通信訓練を行っております。また、デジタル簡易無線機につきましては既に一定数を整備しておりますが、加えて携帯電話と同じ電波を利用したIP無線の通信機材につきましても整備に要する経費を来年度予算に計上させていただいてい

るほか、災害発生時に移動基地局を配備いただくことにつきましても携帯電話会社と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、停電が長引いた場合の携帯電話の電源確保対策についてでございますが、市内の指定避難所37か所に非常用発電設備又はインバーター発電機を備えるなど、電源自体は確保しており、携帯電話の充電に使うことができる電源タップやUSBタップにつきましても備蓄を進めているところでございます。

市民の皆様にも在宅避難など避難所以外での避難を想定し、各自で携帯電話の充電のための電源を確保いただくよう、引き続き周知、啓発を行ってまいります。

◎水道部次長（水道課長）（山川一美君）

議長、水道部次長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、山川水道部次長。

[水道部次長（水道課長） 山川一美君 登壇]

◎水道部次長（水道課長）（山川一美君）

続きまして、私からは、水道管の耐震化の状況についてお答えいたします。

本市給水エリア内における水道管の総延長は、令和3年度末時点で約486キロメートルでございますが、そのうち基幹管路と位置づけている延長は約93キロメートルでございます。このうちダクタイル鋳鉄管など耐震適合性のある管路の延長は約18.346キロメートル、率にして19.6%となっております。特に病院や避難場所、給水施設といった災害対応拠点となる施設の周辺の耐震化は急務であると認識しております。

このような状況から、本市では、国の生活基盤施設耐震化等交付金事業を活用し、重要管路及び漏水の多い、いわゆる老朽化した管路の更新及び耐震化について5か年計画を策定し、継続して事業を実施しております。

耐震化事業の実施状況でございますが、令和4年度では、市内計4か所で約922メートル、また本年度でも計4か所、約777メートルを実施しております。

これらの実施状況を基幹管路全体と比較いたしますと、毎年実施できる耐震化工事の延長はそれほど多くはない状況でございますが、これは費用を水道事業における給水収益で賄っているためございまして、収益状況や起債残高など経営とのバランスを考慮しながら進めなければならないのが現状でございます。それらを踏まえ、本年度改定作業を行ってまいりました水道事業経営戦略におきましても、効率的かつ計画的な耐震化を進めることとしてございまして、災害に強い管路網の整備をできるだけ早期に実現してまいりたいと考えております。

◎建設部長（藤重 久君）

議長、建設部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤重建設部長。

[建設部長 藤重 久君 登壇]

◎建設部長（藤重 久君）

続きまして、私からは、橋梁の老朽化対策の状況についてのご質問にお答えいたします。

橋梁は、私たちの生活や社会にとって多様な役割を果たしている構造物でございまして、安全かつスムーズな交通移動や、より快適な移動の実現、そして震災時には道路交通機能の早期回復にも重要な役割を果たしております。

現在、本市が管理しております橋長2メートル以上の橋梁は572橋でございまして、このうち河川などに架かる橋梁が543橋、高速道路に架かる跨道橋が27橋、鉄道に架かる跨線橋が2橋ございます。

これらの橋梁は平成26年7月に施行されました道路法施行規則の改正に基づき、5年間で1サイクルとする点検と健全性の診断が義務づけられ、その評価を4段階と区分することになりました。平成30年度に1巡目の点検診断が完了し、令和元年度から2巡目の点検診断に着手をしております。本年度は5年間の最終年度になることから、点検診断で修繕措置が必要と判定された橋梁の修繕計画を策定しているところでございます。

この修繕計画につきましては、従来の「悪くなってから修繕を行う」のではなく、「定期的に点検を行い、損傷が小さいうちに計画的に修繕を行う」管理手法へ移行することで、橋梁の長寿命化を図っていくことを目的としております。このことにより、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕費用の平準化と将来の架け替え工事の費用縮減などが期待され、財政支出の抑制効果が図れるものと考えております。

1巡目の診断結果で「早期に措置が講ずるべき状態である」と判定された約60橋につきましては、国の補助事業を活用しながら計画的に修繕工事を進めておまして、本年度末までに12橋の修繕工事が完了する見込みでございます。また、徳島県では、令和7年度末までに対策済み橋梁を73%以上とする目標を掲げておまして、本市においても期間内での目標達成に向け、令和6年度には27橋の修繕工事に着手することとしております。

今後におきましても、引き続き通行者の安全・安心を図るための適正管理と施設の長寿命化に努めてまいりたいと考えております。

◎4番（森野信一議員）

4番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、4番、森野信一議員。

[4番 森野信一議員 登壇]

◎4番（森野信一議員）

ありがとうございました。

それでは、いただいた答弁に対し、再問させていただきます。

まず、能登半島地震での被災地に対し、これまで職員を派遣しており、今後においても引き続き派遣していくとのことでしたが、是非よろしくお願ひしたいと思います。

一方で、派遣職員からの報告からは、実際に災害が発生するとどのような問題が起こるのか、また避難所の運営の実態がどのようなものなのかなど、本市においても参考になることが多いように感じました。美馬市においても南海トラフ地震への対応が迫られていま

すが、派遣職員の報告を踏まえ、美馬市の防災計画の中で見直すものはないかなど、市の考えがありましたらお答えをいただきたいと思います。

また、先程の答弁の中で、災害発生から1週間程度は支援物資が避難所などに届かなかったという話がありましたが、美馬市では昨年、脇町小星に総合防災倉庫が完成しましたが、能登半島地震を受け、改めて美馬市において支援物資の供給体制がどのようになっているのか説明をお願いいたします。

今回の地震の被害を受けた能登半島では、高齢化が進んでおり、避難所となっている体育館にも支援が必要な高齢者が沢山非難されている様子がテレビで放映されていましたが、介護など必要な支援を受けられないと災害関連死につながるのではないかと感じました。美馬市においても支援を必要な方を受け入れる福祉避難所があると思いますが、福祉避難所の指定状況についてお聞きするとともに、自宅などで非難されている高齢者や生活弱者への対応をどのように進めていくかお答えをいただきたいと思います。

次に、大規模地震が発生した場合のインフラの復旧についてですが、耐震性のある水道管は基幹的な管路でも2割程度ということでした。人口が減少し、料金収入も減少する中で耐震化や老朽化の更新を進めるのは難しいことかもしれませんが、能登半島地震の状況を見ると、やはり優先的に進めていく課題ではないかと思えます。経営戦略を見直すタイミングで十分検討していただきたいと思います。

また、橋の老朽化対策として計画的に点検を行い、修繕工事についても県の目標達成に向け取り組んでいると、携帯電話基地局が被害を受けた場合の対策についても進めているとのことでした。一方、停電に備えた電源の確保については、答弁にあったように市民各自が日頃の備えをしていく必要があると思えます。引き続き広報などで周知、啓発を行っていただきたいと思えます。

それでは、インフラ復旧に関し、お尋ねします。

今回の能登半島地震でも道路や水道の復旧が遅れると、地域全体の復旧が遅れるという課題が浮き彫りになりました。大規模地震が発生した場合の道路や水道の早期復旧に向けた体制について、美馬市としてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

以上、再問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

4番、美馬の未来を考える会、森野信一議員の代表質問、再問に順次お答えさせていただきます。

まず、能登半島地震を受け、本市の防災計画を見直す必要はないかとお尋ねでございますが、報道や県からの情報提供、派遣職員からの報告等を踏まえますと、本市の地域防災計画につきましても、今後、見直しを行う必要があると考えております。

まず、道路や水道、下水道などのインフラが壊滅的な被害を受け、復旧までの期間が長期化をした場合の対応方針や、復旧対策の優先順位の考え方などを明確化する必要がございます。また、国や県が進めている南海トラフ地震の被害想定の見直し結果や、避難所検証訓練の成果を基にした受入れ可能な避難者数の見直し結果などを踏まえ、本市における指定避難所と福祉避難所の指定のあり方につきましても改めて検討する必要がございます。

ほかにも今回の能登半島地震におきましては、石川県内外の旅館やホテルへの2次避難や金沢市内の公共施設への1.5次避難が行われるなど、現行の国の防災基本計画にはない取組が行われております。

本市におきましては、今後とも被災地を支援するため職員を派遣することとしておりますが、派遣職員からの報告や国・県における計画の見直しの動向、また市の防災会議でのご意見などを踏まえまして、より実効性の高い地域防災計画となるよう見直しを行ってまいります。

また、能登半島地震を踏まえた本市における物資供給体制についてもご質問をいただきました。

大規模災害が発生した場合、発災初日は市民自らの備蓄により対応いただき、2日目以降は市の備蓄物資や国・県からの支援物資により対応することとしておりますが、これらの支援物資が滞留をしないよう流通経路を整備した上で、地域内物資輸送拠点としての機能を持つ総合防災倉庫を新たに整備し、昨年9月から運用を開始したところでございます。また、総合防災倉庫に物資が集中をし、機能不全とならないよう、市役所庁舎北側に地域内物資集積拠点を設置するために必要なテントなどの資器材を購入するとともに、在宅避難や車中泊避難をされている方々が確実に支援物資にアクセスをできるよう、市内4か所に地区物資供給拠点を開設できるよう、資器材の配備を順次、進めているところでございます。

一方、食料などの生活必需品につきましては、各指定避難所において必要数量を、また一部の物資につきましては一括をして総合防災倉庫において備蓄をしております。

災害時に国・県などから供給される支援物資につきましては、県立西部防災館を経由して、いったん市の総合防災倉庫に集約をされますが、市の備蓄物資と合わせ指定避難所や物資供給拠点までの「ラストワンマイル」の配送手段につきましては、市が確保する必要がございます。このため、市におきましては、現在、運送事業者との災害時輸送協定の締結に向けた調整を進めているところでございまして、今後、県や関係事業者とも連携を図りながら、総合防災倉庫や地区物資供給拠点を活用した物流訓練を実施するなど、物資の備蓄や調達、供給の体制について整備を図ってまいります。

次に、本市の福祉避難所の指定状況についてのご質問でございますが、福祉避難所は一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者、乳幼児など配慮を必要とされる方々が相談や助言など支援を受けることができ、良好な生活環境が確保された介護保険施設や障がい者支援施設などを市町村長が指定することとされております。

本市におきましては、現在9か所の福祉避難所を指定しておりますが、このうち妊産婦と乳幼児を対象とした施設は3か所、高齢者を対象とした施設は2か所、高齢者と障がい

者、妊産婦を対象とした施設は1か所、要配慮者全般を対象とした施設は3か所となっております。

現在、本市の地域防災計画におきましては、福祉避難所に合わせて200名程度の要配慮者を受け入れることは可能としておりますが、大規模災害が発生した場合に、配慮が必要な避難者数の想定に対して大きく不足をしている状況でございます。

また、今回の能登半島地震におきましても、本来、福祉避難所で受け入れるべき配慮が必要な方々が一般の避難所へ避難せざるを得ず、支援が行き届かないといった課題が明らかになっておりまして、本市におきましても福祉避難所の更なる指定に向け、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

次に、在宅避難している高齢者や生活弱者への対応についてでございますが、避難所での生活環境に不安のある方や新型コロナなどの感染を避ける必要がある基礎疾患等をお持ちの方、また自宅で安全に避難生活を送ることができる方などが在宅避難を選択されるケースが多いと言われております。在宅避難や車中泊避難など、避難所以外に避難されている方々の情報を行政が把握する方法につきましては、現在、確立されたものがなく、全国的な課題でございます。

本市におきましては、現在、社会福祉協議会と連携し、地域ごとに地域支え合いマップの更新作業を順次進めているところでございますが、避難所以外に非難された方々から自主的に申告いただいた情報を自主防災会などを通じて市に寄せていただく仕組みを構築することが必要と考えております。避難所以外に非難されている方々の情報を市が把握することで災害弱者とされる方々に必要な支援をアウトリーチで行うことが可能となりますので、今後、先進自治体の取組などを参考に、避難情報の把握方法の検討を進めてまいります。

◎水道部次長（水道課長）（山川一美君）

議長、水道部次長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、山川水道部次長。

[水道部次長（水道課長） 山川一美君 登壇]

◎水道部次長（水道課長）（山川一美君）

続きまして、私からは、水道施設の早期復旧に向けた体制整備についてお答えをいたします。

本市水道事業におきましては、平成24年3月に耐震化計画を策定し、大規模地震が発生した際の応急給水から復旧に係る体制整備について指針を設けております。その中では、発災後72時間までは市内4か所に設置しております耐震貯水槽及び水道部が所有しております給水タンクを活用し、1日1人当たり3リットルの応急給水を実施することとしております。また、次のフェーズでは、発災後3週間を目途に、配水幹線及び支線付近への仮設配管を設置し、1日1人当たり100リットルの給水を目標としております。更に、発災から約1か月後には、仮設による給水量を発災前と同等の1日1人当たり約250リットルまで回復させ、本復旧までの応急対応としております。

一方、本復旧を行う人的体制についてでございますが、日頃、水道事業で修繕工事などを担っていただいている市内水道事業者にも協力を求めるほか、大規模配水池など重要施設が被災した際には市外の大手水道事業者にも復旧工事への協力要請を行うこととしております。また、市内水道事業者にも甚大な被害が発生している場合におきましては、本市も入会しております日本水道協会との水道災害相互応援協定を基に、近隣事業者、更には全国からの連携・支援を要請し、早期の復旧につなげてまいりたいと考えております。

一方、水道部では、備蓄資材といたしまして6リットル用給水袋を1,500枚、緊急浄水装置を水道部配備1台及び各地区配備10台、給水タンクの350リットルから2トンのものを全14基、その他発電機、送水ポンプなどを保有しております。また、仮設配管の設置に必要となる各種口径のポリエチレンパイプや継手部材につきましても一定程度の資材を保有し、緊急時に対応できるよう体制を整えているところでございます。備蓄資材につきましても、市の保有分だけでは十分とは言えないことから、市民の皆様にも給水袋や飲料水用のポリタンクなどの準備をお願いしたいというふうに考えております。

配水管が破損し断水が生じますと、地域全体の復旧が遅れますことから、まずは命をつなぐ応急給水、そして日常を取り戻す安定給水をできるだけ早く回復できるよう、しっかりと対応してまいります。

◎建設部長（藤重 久君）

議長、建設部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤重建設部長。

[建設部長 藤重 久君 登壇]

◎建設部長（藤重 久君）

続きまして、私からは、道路の早期復旧に向けた体制整備についてのご質問にお答えいたします。

本年1月に甚大な被害をもたらした能登半島地震では、倒壊した家屋などの瓦礫の堆積や放置車両などによる道路閉塞、また液状化などによる路面段差の発生、更には山間部などでの法面崩壊や落石等により道路交通機能が寸断され、救助・救援・救出活動などの対応に大きな影響を及ぼしております。

このことは、本市でも想定されることであり、主要幹線道路や被災地域などへ到達するためのアクセス道などの通行確保が重要であり、全ての災害応急対策活動の基礎であると考えております。被災した道路の復旧には相当な時間を要することが想定されることから、まずは先行して緊急輸送道路に指定されている路線や重要拠点に至るアクセス道などの通行確保に向けた道路啓開を開始する必要があります。

この道路啓開は、発災後における緊急車両等の通行を確保するため、最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正などにより救援ルートを開くことを目的としており、徳島県では平成29年3月に徳島県道路啓開計画を策定し、南海トラフ地震などの大規模災害発生後、迅速かつ効率的な道路啓開を行うための実施手順や実施手法などについてを具体的に定めております。この計画では、道路啓開の対象路線を三つに分類し、緊急輸送道路及びそれ

を補完する道路、更に災害拠点病院、警察、消防、市役所などの防災活動拠点と接続する重要施設アクセス道路としております。

この計画につきましては、現在、徳島県で緊急輸送道路などの啓開対象路線を見直しを行っているところでございまして、本市におきましてもこの見直しに合わせ、市が対応すべき道路啓開対象路線や担当業者の指定を進めてまいります。

◎4番（森野信一議員）

議長、4番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、4番、森野信一議員。

[4番 森野信一議員 登壇]

◎4番（森野信一議員）

それぞれのご答弁ありがとうございました。

能登半島地震の発生を受け、市民の間でも防災に対する意識が高まっているように感じます。美馬市では、総合防災倉庫の整備などのハードな対策だけでなく、市全体や各地域での防災訓練も行われていますが、木造住宅の耐震化など、市民の命を守る対策を更に進めたいと思います。

最後に、能登半島地震を受けた美馬市の防災・減災対策について決意をお聞きし、美馬の未来を考える会の代表質問を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

◎市長（加美一成君）

市長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、加美市長。

[市長 加美一成君 登壇]

◎市長（加美一成君）

4番、美馬の未来を考える会、森野信一議員からの再々問にお答えをさせていただきます。

能登半島地震では、240名を超える方々お亡くなりになり、住家被害も石川県内で7万5,000棟を超えているところでありまして、発災から2か月近くが経過した今もなお、多くの皆様が厳しい避難生活を余儀なくされております。また、被災地では道路や水道、下水道などインフラ施設に甚大な被害が出ており、復旧や生活再建への道筋が見通せない状況とお聞きをしております。被害が大きかった奥能登地方の市や町は、本市と同様、過疎化や高齢化が進んでおり、被災者支援や復旧・復興の最前線に立つ自治体として財政力が脆弱である点についても類似をいたしております。

市といたしましては、被災地へ派遣した職員からの報告なども分析をいたしまして、同様の災害が発生した場合の対策が十分なものか改めて点検を行うとともに、各種計画の見直しやインフラの強靱化対策など、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策の強化を図ってまいります。

◎議長（川西 仁議員）

ここで、10分程度小休をいたします。

小休 午前10時42分

再開 午前10時52分

◎議長（川西 仁議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

次に、志成会、立道美孝議員。

◎7番（立道美孝議員）

議長、7番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、7番、立道美孝議員。

[7番 立道美孝議員 登壇]

◎7番（立道美孝議員）

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、令和6年3月美馬市議会定例会における志成会の代表質問をさせていただきます。

まず、元日に起こりました能登半島地震により犠牲となられました皆様に心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、これより質問に入らせていただきます。

今回の質問は、2件の事柄について通告のとおり順次質問をさせていただきます。まず1件目に災害対策について、続いて2件目には子育て世帯への支援体制についてであります。それぞれ何点かお伺いいたしますので、ご答弁の程よろしくお伺いいたします。

まず、1件目の防災対策についてお伺いいたします。

元日に発生しました能登半島地震を受け、本市でも大規模災害時において改善すべき点が多く見えてきたと思います。先に質問をされました美馬の未来を考える会、森野議員の質問でも防災に関する質問があり、内容が重複する部分も、文言も多く出てこようかと思っておりますが、こちらの内容について何点かお伺いをいたしますので、どうかよろしくお伺いいたします。

近い将来発生すると予想されております南海トラフ地震や中央構造線活断層帯による大地震はここ30年以内に起こると言われ、数年が経過いたしました。本市を横断する中央構造線による直下型地震が発生した場合は、政府地震調査推進本部の発表によると讃岐山脈南縁西部でマグニチュード8.0かそれ以上という予想がされております。この発表では30年以内の確率は1%程度とされておりますが、いつ起こるかは誰にも分かりません。能登半島地域でも地震の発生確率はそう高くないと言われていたと思っておりますが、発生をしてしまいました。

大震災や大災害が発生した場合に犠牲者を最小に抑えるような取組や、発生時に住民が避難した場合でも安心できる環境を整備しておくことが重要と考えます。今回の能登半島

地域では、家屋の倒壊、大規模火災の発生、土砂災害の発生に加え、道路の寸断、水道や電気などのライフラインが壊滅状態になりました。これにより本市の防災対策にも多くの課題が見えてきたと思います。

今回の地震では、孤立集落が多く地域で発生し、支援物資が届かないことなど被災者の皆様が過酷な避難生活を送られている報道を受け、防災対策の重要性を強く感じたところでございます。本市防災計画の中にも幾つかの孤立想定集落があることが記されております。私が暮らしております木屋平地域も大地震発生時にはライフラインとも言える国道492号線はどの位置でも大規模な土砂災害が起きてもおかしくありません。令和2年度には大規模な山腹崩壊により長期間通行止めになり、復旧には2か月以上を要したことは記憶に新しいと思います。穴吹川流域だけでなく、中山間地域においては土砂災害等の危険性は大きく、大規模な災害が発生した場合は孤立する確率も高いと考えます。本市防災計画の中では五つの集落が孤立想定とされておりますが、今回のような大規模地震が発生いたしますと、集落だけでは収まらず、大きな地域的孤立が発生し、長期化することも考えられます。

そこで、防災対策についての1点目として、能登半島地域を踏まえた孤立集落対策についてどのようにしていかれるのかについてお伺いいたします。また、停電が長期化になったことで携帯電話、固定電話網などあらゆる通信に障害が発生し、余震が続く中、必要な情報を入手できないことや発信できない事態もあってと言われており、避難中に求めている情報が入ってこないことで精神的疲労もより増大すると思われ、こうしたことが災害関連死にもつながることもあると考えます。

本市では、これまで防災緊急情報等は音声告知放送端末機や屋外放送装置等で情報を発信していただいております。能登地域では情報の入手に苦勞されたと考えられることから、住民への迅速で的確な情報提供の観点から多様な手段を持つておくことが重要であると考えます。また、現在、様々な情報発信に利用されている音声告知放送端末機は機器の生産が終了したことから廃止が決定しているとお聞きをしております。

そこで、2点目として、現在使用中の音声告知放送端末機について、今後どのようにするのか、また本定例会に提案され、予算計上されております防災行政情報発信システムの導入に至った経緯について併せてお伺いいたします。

次に、輪島市や珠洲市を中心に7万棟を超える木造住宅の被害が発生し、倒壊による犠牲者も多く出てしまいました。石川県と徳島県の住宅の耐震化率は同程度と報道されたこと記憶しておりますが、本市を横断する中央構造線直下型大地震発生時には、多くの家屋が倒壊するのではないかと考えます。本市には住宅耐震化率のデータがなかったため、政府が行っている住宅・土地統計調査の首都圏別の耐震化率データによりますと、2018年徳島県の耐震化率は81.9%でありました。この数値を令和5年9月の本市の住宅戸数1万2,536戸に単純に当てはめると、2,269戸が耐震化されていないということになります。かなりアバウトな数値と思いますが、耐震化率を限りなく100%に近づけることで住宅の倒壊による犠牲者もなくなると考えます。

ここで一度、本市の住宅耐震改修率や耐震シェルター設置等補助事業活用のこれまでの

実績により現状を把握し、今後の耐震改修促進計画の課題解決に向け、取り組むべきと考えます。

そこで、防災計画についての3点目として、過去数年間の住宅耐震改修率や耐震シェルター等の補助実績をお答えいただきます。

続いて、質問件数2件目の子育て世帯への支援体制についてお伺いたします。

最近、親が子どもを虐待し、死亡させるという痛ましい事件が立て続けに発生しております。こども家庭庁の報告では、令和4年度児童相談所における児童虐待件数は速報値で21万9,170件とされ、年々増え続けております。また、虐待により貴い命が奪われた事例は68例で74人と報告されております。度々マスメディアでも大きく取り上げられており、2月16日の徳島新聞にも東京都と青森県であった事件が報道され、最悪の事態になったことや痛ましい内容の続報が出されております。このような痛ましい事件がなかなかなくなる現状がありますが、悲惨な事件に発展する前にどうにか防ぐことができなかつたのかと、事件が起きるたびに考えさせられております。

虐待行為の中でDVやネグレクトは子どもが亡くなるような重大な問題につながる結果が報告されております。このほかにも多くの虐待行為が起きていますが、そこには親の精神的な問題や生育環境、子育て環境や経済的不安など様々な問題が背景にあると思います。虐待のある家庭には周囲の温かい支えと適切な支援が必要であると言われておりますが、このような子育て世帯に対し、本市の支援体制はどのようなかについて質問をさせていただきます。

そこで、2件目の子育て世帯への支援体制について、1点目として、子どもに関する相談対応についての現状はどのような内容があるのか、また最近の傾向はどのようなかについてお答えをいただきたいと思っております。そしてまた2点目として、本市の相談支援体制はどのようなになっているのか、現在の状況についてもお伺いたします。

以上、答弁をいただき、再問をさせていただきます。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

7番、志成会、立道美孝議員の代表質問に、順次お答えをいたします。

初めに、能登半島地震を踏まえた孤立集落対策についてのご質問でございますが、今回の地震で大きな被害を受けた能登半島は、本市と同様、集落が点在をしており、道路の寸断などで孤立化することにより行政からの情報や支援物資が届かないといった問題や、被災者ニーズが行政に届かないといった問題が発生をいたしました。このため、自衛隊機による上空からの状況把握が行われるとともに、孤立化した集落に対して支援物資を陸路や空路で輸送するなどの対応が行われたと伺っております。石川県内では、孤立集落の解消に2月中旬までかかったとのことでございますので、平素からの集落の孤立化の防止対策

や、孤立化した場合に影響をできるだけ小さくするための対策、そして災害の発生後、迅速、的確に支援を行うことの重要性を改めて認識をしたところでございます。

本市におきましては、孤立化が想定される集落に近い指定避難所に衛星携帯電話などを配備し、現地と災害対策本部との間の通信を確保する体制を構築しているほか、孤立化の状況を早期に把握することができる災害用ドローンを購入し、職員による資格の取得や訓練の実施に取り組んでいるところでございます。また、道路の寸断などで集落が効率化して支援物資が供給できない状況を想定し、中山間地域の指定避難所には水や食料などの生活必需品を他の指定避難所よりも多めに備蓄することとしているほか、支援物資の空輸や住民をヘリコプターによって安全な地域へ避難させる際に必要となる離着陸場についても指定を進めております。

災害の発生により集落が孤立化した場合には、あらゆる手段を講じて迅速にその状況を把握する一方、孤立化が予想される集落に対しては孤立化の情報を待つことなく、支援物資の空輸や地域外への避難の準備を迅速に進めることが重要であると考えております。

続いて、防災行政情報発信システムについてのご質問にお答えいたします。

まず、導入の経緯についてでございますが、本市におきましては、平成19年度と20年度に整備をいたしました地域情報ネットワークシステムの一部として音声告知放送システムの運用を行っておりますが、各戸に設置をしております音声告知放送端末機の製造メーカーから令和7年3月末で製造と販売を終了するとの連絡がございました。これを受け、別のメーカー製の端末機への切替えや携帯電話と同じ通信方法の戸別受信機の設置、屋外拡声器を使った防災行政無線の市内全域への拡充など、様々な代替手段を検討してまいりましたが、戸別端末機や拡声器を用いて発信する方法はいずれのシステムも導入時の経費や運用経費が多額であり、財政的に負担することが厳しいという結論に至りました。一方、Jアラートを始めとした防災情報を市民の皆様へ確実にお届けすることは極めて重要です。

そこで、多くの市民の皆様が所有をされているスマートフォンに防災を始め、行政からの情報を通知するアプリを導入することとしたものでございます。導入いたしますシステムを通じ、市が情報を発信いたしますと、アプリ上ではLINEなどと同様の通知音が鳴り、続いて文字情報が表示されますので、ご自宅以外でも情報を入力いただくことが可能となります。

なお、スマートフォンをお持ちでない方などにつきましては、事前に登録いただいた固定電話に自動音声で発信するほか、いわゆるガラケーにもメールで文字情報を配信することを予定しております。また、市内の認定こども園や小・中学校、市役所庁舎や各市民サービスセンターといった公共施設には戸別受信機を設置し、音声によるお知らせをいたします。

次に、導入時期についてでございますが、導入準備に約半年間必要と考えておきまして、本年12月頃から試験運用を、また来年4月から本格運用を開始したいと考えております。

なお、スマートフォンへのアプリのダウンロードや固定電話などの事前登録につきましてはお手伝いをさせていただきたいと考えておきまして、操作方法の説明を行う説明会を

市内各地で開催させていただくほか、スマホ教室におきましても必要なサポートをさせていただきますと考えております。

続いて、現行の音声告知放送についてのご質問でございますが、音声告知放送につきましては、故障時における代替機の確保や保守体制を維持しながら、市民の皆様によるアプリのダウンロードや固定電話などの事前登録の状況を見極め、令和7年度半ばには運用を終了したいと考えておまして、それまでの間は平行して運用する予定でございます。

一方、音声告知放送の端末機につきましては、インターネット接続用のルーターとしてご使用いただくことが可能ですが、サーバーの保守期限の関係で令和7年度末まで使用可能とさせていただきます。なお、不要となります端末機の撤去や回収の方法につきましては、現在検討中でございます。

長年市民の皆様にお世話になってきました音声告知放送を終了させていただくこととなりますが、新たな防災行政情報システムの導入は市ホームページやLINEの市公式アカウントを含めた情報伝達手段の多重化・多様化にもつながりますので、市民の皆様には導入の意義をご理解いただけるよう広報、周知に努めてまいります。

◎建設部長（藤重 久君）

議長、建設部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤重建設部長。

[建設部長 藤重 久君 登壇]

◎建設部長（藤重 久君）

続きまして、私からは、過去数年間の耐震改修や耐震シェルターなどの補助実績についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成17年の耐震改修促進法の改正を受けまして、地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命・財産を守るため、既存建築物の耐震診断や改修の促進に取り組んでおります。このうち一般住宅の耐震改修につきましては、平成12年5月31日以前に着工された3階建て以下の木造住宅を支援の対象としておまして、所有者などから耐震診断の申請を受け、市が委託する県の建築士会の調査員が当該住宅の調査を行い、耐震診断を実施いたします。その結果につきましては、後日、調査員が申請者に直接説明をさせていただき、基準値に満たない場合には無料で補強計画を作成するとともに、概算費用を提示させていただいております。

なお、作成した補強計画に基づいて耐震改修を行った場合、改修費用に対して100万円を上限に補助金の交付を行うほか、震度5強以上の揺れを感知して作動する感震ブレーカーやICTを活用した見守りセンサーの設置、更に市独自の住宅リフォーム補助を組み合わせることで、最大180万円の補助金が活用が可能でございます。

一方、耐震改修の支援とは別に、地震によって家屋が倒壊した場合でも、室内に安全な空間を確保することができ、比較的安価で、短期間での対応が可能である耐震シェルターの設置につきましても支援を行っておりまして、市独自の住宅リフォーム補助を組み合わせることで最大170万円の補助金を活用いただけます。

なお、お尋ねのございました耐震改修と耐震シェルターの補助金の活用実績につきましては、平成17年度に耐震診断に係る支援制度を開始してから本年1月末までの診断件数は616件となっております、このうち耐震改修が行われた件数は32件、耐震シェルターが設置された件数は5件となっております。

また、本年度の耐震改修の申請状況につきましては、申請枠30件に対し、申請件数が4件となっており、耐震改修及びその他の支援制度の活用を含め、660万円の支出を見込んでいるところでございます。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

続きまして、私からは、子どもに関する相談対応と最近の傾向、また本市の支援体制についてお答えさせていただきます。

まず、子どもに関する相談につきましては、児童虐待に関する相談を始め、子どもの養育に関する相談、障害に関する相談、また言語発達相談など多岐にわたっております。また、相談件数につきましても年々増加しており、令和4年度には子どもすこやか課の家庭児童相談員が受けた相談実件数は124件に上っておりまして、このうち新規相談実件数は前年度から7件多い、50件となっております。

一方、寄せられる相談のうち最も多いのが児童虐待に関する相談でございまして、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトと呼ばれる放任、心理的虐待の四つの虐待の種類のうち、最近では心理的虐待の件数が増加しており、複雑、困難な児童虐待事案も増加しております。

本市におきましては、令和2年度に子どもすこやか課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、家庭児童相談員2名、母子・父子自立支援員1名の計3名が子どもやその家族、妊産婦などを対象に相談対応や実情の把握、必要な調査、訪問等を行うなど相談支援体制の充実を図っております。

更に、様々な事案に対して、児童相談所や警察、教育委員会などの関係機関が連携して対応するため、要保護児童対策協議会において、必要な情報の共有や対象となる児童などへの支援の内容を協議しておりまして、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

◎7番（立道美孝議員）

議長、7番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、7番、立道美孝議員。

[7番 立道美孝議員 登壇]

◎7番（立道美孝議員）

それぞれご答弁、ありがとうございました。

まず、1件目の孤立集落対策では、指定避難所に衛星携帯電話の配備、また災害用ドローンの購入と中山間地域避難所には多めの物資備蓄、支援物資の空輸や避難所に向けたヘリポートの指定も進めていただいているようで、安心をいたしました。

孤立集落は発生しないことが最良でございます。道路を含めたライフラインの維持のため、安全対策工事や道路改良工事等を含めた対応も並行して実施をしていただけるよう検討をお願いいたします。

次に、防災行政情報発信システムの導入経緯と音声告知放送端末機の終了についての答えでは、今後はスマートフォンアプリや携帯電話のメールによる配信、また家庭等では固定電話を利用した音声による発信に切り替える。また告知放送は令和7年度半ば頃まで平行運用し、令和7年度末にはルーターとしての役目も終える、利用を終了するとの答えでございました。これまで市民の皆様が慣れ親しんできた音声告知放送端末機ですが、やむを得ない状況のようでございます。

新システムの導入時期について、本年12月頃から試験運用を開始し、来年4月から本格運用を開始したいとの答弁がございました。移行に向けて操作方法等の説明会も開催していただけるようでございますが、利用に向けた説明会の開催方法等、現状でのお答えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

また、答弁の中に市内公共施設には戸別受信機を設置するとのことでしたが、個人宅には設置できないのでしょうか。併せてお伺いいたします。

次に、災害発生時の情報収集についてお伺いいたします。

元日の地震では、発生直後から被害情報が錯綜し、大規模な災害時の情報収集の難しさが指摘をされております。情報共有のシステムがなかった珠洲市では、複合的な要因で被災状況の共有が妨げられ、捜査や救助、医療提供等の活動が後手に回ったとの報道もございます。災害情報の収集の混乱で的確な情報提供が遅れることは、住民にとって生命に関わる自体もあると考えられます。

そこで、再問として、来年4月から運用開始を目指しているという総合防災情報システムは、災害時においてどのような役割を果たしていくのかについてお伺いいたします。

次に、本市の耐震改修等の予算執行の状況の説明では、耐震改修が年平均2件、耐震シェルターの設置は年平均約0.5件と想像どおり少ない執行率でございました。本年度の申請件数も4件であり、非耐震化住宅が2,269戸が残されており、解消までにはかなりの時間が必要になります。

政府調査では、自然災害に対して不安を感じている割合は83.6%あるにもかかわらず、耐震改修を実施するつもりはないと答えた割合が39.8%であり、意識の低さを物語っており、意識を高める対策が求められると思っております。本市にも他の自治体と比較しても決して見劣りしない耐震改修の補助制度があるにもかかわらず、耐震改修等補助制度の利用が進まない理由として、制度を知らない、改修費用が高額で負担が大きい、工法と費用や効果等が適切なのか判断が難しい、また不要と思っているなどが考えられます。今回の能登半島地震では、家屋の倒壊で多くの犠牲者が出たため、住宅の耐震化率を向上し、犠牲者を出さないようにすることが必要と考えます。

そこで、再問として、住宅の耐震改修や耐震シェルター設置等で市民の命を守り、住宅の耐震化率向上に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

子育て世帯への支援体制については、本市の相談対応の状況と支援体制についてお答えをいただきました。

相談対応の専門窓口を子どもすこやか課に設置していただいているとのことでしたが、相談件数は全国と同様に増加傾向とのことですが、相談しやすい環境が整っている、整備されているという面もあるのかもしれませんが。児童虐待の内容は近年、ますます複雑・多様化しております。また、対応が困難な事例も増えている傾向であるため、更なる対応が求められるようになったことから、令和4年の児童福祉法改正によりこども家庭センターを設置するよう努めるとされており、県内各自治体においても設置される動きが報道されております。本市でも本定例会に提案されている令和6年度当初予算において、こども家庭センター設置事業として事務費が計上されております。これは、今後、更に対応強化を目指すものだと考えますが、まずはこども家庭センターの概要をご説明していただき、本市にこのセンターを設置することにより今後、子育て支援世帯にどのように関わっていくのか、またどのように相談支援体制の充実を図られるのか、本市の取組について再問とさせていただきます。

以上、答弁をいただき、続けさせていただきます。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

7番、志成会、立道美孝議員の再問のうち、私からは防災に関するご質問にお答えいたします。

まず、防災行政情報発信システムの利用に向けた説明会についてでございますが、専用アプリのダウンロードの方法や電話番号などの事前登録の方法につきましては、広報紙やホームページなどで周知を図ることとしておりますが、アプリの詳しい操作方法をお伝えするための説明会を本年12月以降、市内約20か所で開催させていただく予定でございます。また、説明会のほか、令和6年度にはスマホ教室を10回開催する予定でございます。こうした機会を活用し、アプリのダウンロードや事前登録につきましてもきめ細かくサポートさせていただきたいと考えております。

また、個人宅への戸別受信機の設置につきましてもご質問をいただきました。

市内の認定こども園や小・中学校、市役所庁舎、各市民サービスセンターなどの公共施設には戸別受信機を設置し、防災行政情報を自動音声で放送することとしておりますが、この戸別受信機は1台当たりおよそ8万円するため、市が購入し、市内の全ての世帯へ導入しよういたしますと、およそ9億6,000万円の経費が必要となります。また、戸別受信機への通信にはスマートフォンなどと同様、SIMカードが必要となりますが、こ

のSIMカードは市の防災行政情報だけを受信できるように設定する必要があるほか、市内全世帯に設置する場合の通信料は年間約9,600万円と見込まれておりまして、運用に多額の経費が必要となります。こうした導入や運用に必要な経費、また仮に運用経費の一部を市民にご負担いただく場合の通信料を徴収する経費など、コスト面から戸別受信機の全世帯への設置については断念せざるを得ないと判断したものでございます。

市といたしましては、丁寧な説明に努めるとともに、アプリのダウンロードや電話番号などの事前登録をサポートさせていただくことで、音声告知放送に代わる新たな防災行政情報発信システムの普及を促進してまいります。

続いて、総合防災情報システムの役割についてのご質問にお答えいたします。

現在、災害発生時の情報は危機管理課の職員が電話で聞き取り、ホワイトボードや地図に書き込んで集約した後、災害対策本部会議などで資料として共有し、本部長である市長が対処方針などを決定する際の参考としておりますが、大規模災害発生の場合にはこのような方法で情報の収集、共有を行うことはできません。そこで、自然災害を含む危機事象の発生時に災害対策本部の各班が収集した情報や市民からの通報、関係機関から寄せられる情報などを、市長を始め関係職員がリアルタイムで共有することで迅速で適切な対処方針の決定につなげるため、総合防災情報システムを導入することといたしました。

このシステムは、防災気象情報を常時取り込むことができるほか、事柄ごとに被災情報や対応状況などを時系列に整理するためのクロノロジー機能を始め、地図機能や避難所管理機能などが備わっており、職員のスマートフォンや購入予定のタブレット端末を用いることで、現地に駆けつけた職員の位置情報や入力情報、現場写真などを市役所でリアルタイムで共有することが可能となるほか、市の対応について後日検証を行うことも容易となります。

本市におきましては、令和6年度に穴吹農村環境改善センターに災害対策本部室などを設置できるよう改修を進めることとしておりますが、総合防災情報システム導入の効果が最大限発揮されるよう、多目的ホールに大型プロジェクターやモニターを整備する予定でございます。

能登半島地震のような大規模災害が発生した場合、あふれる情報をどう的確に収集し、共有するかが大変重要になりますので、システムの導入後におきましても定期的な訓練や平時における利用を進めることで、災害の発生に備えたいと考えております。

◎建設部長（藤重 久君）

議長、建設部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤重建設部長。

[建設部長 藤重 久君 登壇]

◎建設部長（藤重 久君）

続きまして、私からは、住宅の耐震化率向上に向けた今後の取組についての再問にお答えいたします。

木造住宅の耐震診断や改修などに係る支援制度につきましては、市のホームページに掲

載するとともに、広報みまなどを通じて周知を図っているところでございますが、議員ご指摘のとおり活用が進んでいるとは言えない状況でございます。活用が進まない理由につきましては、制度自体の理解が進んでいないことに加え、改修費用への不安や高齢化、後継者の不在などがあると考えておりますが、県の耐震改修促進計画では、「震度4から震度7の地震において耐震化を100%にすれば、亡くなる方を9割以上減少させることができる」とされております。

今回の能登半島地震におきまして、多くの木造住宅が倒壊し、多数の方々が犠牲になられていることを踏まえ、本市におきましても対象となる住宅の耐震化が進むよう、より効果的な対策を講じる必要があると考えております。

令和6年度は、県及び県の建築士会などと連携して、木造住宅耐震化に関する個別相談会の開催を予定しているほか、住宅の耐震化を啓発する動画を作成し、自主放送番組やYouTubeの美馬市公式チャンネルでの配信を行うなど、耐震化の啓発に重点を置いた取組を進めることとしておりまして、本市における耐震化率が向上するよう引き続き必要な対策を講じてまいります。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

続きまして、私からは、こども家庭センターの概要と本市の取組についてお答えさせていただきます。

まず、こども家庭センターの概要でございますが、議員のご質問にもありましたように、令和4年度に児童福祉法が改正され、その中でこども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされました。このこども家庭センターは、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指すとし、具体的な支援を届けていくための中核的機能を担うことが期待されております。

本市では、先に述べました子ども家庭総合支援拠点と、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を包括的に提供する総合窓口として保険健康課内に子育て世代包括支援センターを設置しておりますが、法改正を受け、これらの設置の意義や機能は維持した上で組織を見直し、本年4月に子どもすこやか課内にこども家庭センターを設置する予定としております。

次に、本市の取組についてでございますが、こども家庭センターには、業務をマネジメントする統括支援員を新たに配置するとともに、保健師や家庭児童相談員など、母子保健と児童福祉に精通したスタッフを配置し、サポート体制の充実、強化を図ってまいります。

業務内容といたしましては、これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施してきた相談支援等の取組に加え、子育てや子どもに関する相談を受

けて支援をつなぐためのサポートプランの作成や、育児に不安を抱える家庭への訪問による情報提供や相談支援を行うこととしておりまして、児童虐待などのリスク軽減につなげたいと考えております。

また、これまで保険健康課で実施してきた予防接種、乳児健診など、母子保健事業につきましてもこども家庭センターが所管し、妊娠期から子どもに関わる全般の事務事業を一体的に実施することで、子育て家庭へ切れ目ない支援を提供してまいります。

◎7番（立道美孝議員）

議長、7番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、7番、立道美孝議員。

[7番 立道美孝議員 登壇]

◎7番（立道美孝議員）

それぞれご答弁、ありがとうございました。

まず、総合防災情報システムについて、これまでの災害対応との違いについて詳しく説明をいただきました。

従来の手法では対応ができないため、総合防災情報システムを導入したとの答弁でございました。災害情報の早期把握、推計で災害情報を俯瞰的に捉えることにより、的確な情報発信も可能となると思います。スムーズな移行で、災害時の運用に向けて、しっかりとした準備で進めていただきたいと思います。

また、戸別受信機の全家庭設置は難しいとの答弁でございましたが、市民の誰もが情報を受け取れる環境整備をお願いしたいと思います。

次に、住宅の耐震改修促進のための今後の取組についての答弁では、県等と連携し、耐震化に関する個別相談会の開催や美馬市の公式チャンネル等で啓発を進めていただけたとの答弁でございました。住民の命を守り、つないでいくためには住宅の耐震化も重要であり、各種補助事業の活用促進が必要でございます。これまで以上の積極的な啓発により、耐震改修率が向上するよう、取組をお願いいたします。

以前には、市役所で耐震シェルターを展示していたこともあるようですが、今回の地震で住民の皆さんの防災意識が高くなっている今こそ、「百聞は一見しかず」であり、多くの皆さんが来られるミライズ等で耐震化に関する展示や耐震シェルターの展示を検討していただくのもよい機会と思います。助かる命を守り、未来へつなげていくためには、孤立対策や木造住宅の耐震化に向けた今後の対応について市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、こども家庭センターの概要と相談支援体制についてのお答弁では、本市においてもこども家庭センターが4月から設置され、子育て世帯への支援の充実、強化が図られていることは、近年の社会情勢からしても大きな期待が寄せられていると思います。また、子どもに関する窓口が健診等も含めた形で一本化されることは、住民にとっても分かりやすい上に、保健師や専門スタッフに包括的に相談に乗ってもらえることで、利用者にとっても大きな安心感につながると思います。子育て困難な家庭に対し、切れ目なく、漏れな

く対応していただき、相談しやすい環境づくりに努めていただければと思っております。

近年の子育て環境は以前と変わり、周りとのつながりもますます希薄化してきた中、新型コロナの影響で更に拍車がかかり、不安を抱える子育て世代も少なくないと思います。このような世帯に寄り添った支援を充実させ、より子育てしやすい町だと感じてもらえることで、若い世代への流入にもつながると考えます。

市長が特に力を入れておられる子育て支援の充実で、「子育てをするなら美馬市だ」と思っただけのような支援の拡充と子育て世代に寄り添う施策の推進に向けた市長の思いをお伺いし、令和6年3月議会定例会における志成会の代表質問を終えたいと思います。

今回の質問に関わっていただきました皆様に感謝を申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎市長（加美一成君）

はい、市長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、加美市長。

[市長 加美一成君 登壇]

◎市長（加美一成君）

7番、志成会、立道美孝議員の再々問にお答えをいたします。

まず、大規模災害発生時の孤立集落対策についてであります。今回の能登半島地震では多くの集落が孤立状態となり、救助活動や救援物資の輸送が困難となりました。

本市におきましても、中山間地域が多いことから、集落の孤立化に備え、通信手段の多重化や指定避難所の備蓄物資の充実を進めているところでありますが、市民の皆様に対しましても孤立化を想定した物資の備蓄を呼びかけるなど、「助かった命を未来へつなぐ視点」で孤立集落対策を進めてまいります。

一方、木造住宅の耐震化の促進につきましては、まずは耐震化の必要性を多くの市民の皆様にご理解をいただくことが必要と考えておりまして、令和6年度には県建築士会の相談員による無料相談会の開催や、啓発動画の作成、放送などに取り組むことといたしております。また、耐震診断や改修を推進していく上で、ネックとなっております所有者の自己負担につきましても、国や県、他の市町村の動向などを踏まえ、軽減する方法を検討してまいります。

次に、子育て支援についてであります。核家族化の進行や新型コロナの影響による人間関係の希薄化を背景に、子育て世帯の不安が大きくなっているとされております。

本市におきましては、本年4月にこども家庭センターを設置し、予防接種や健診などを含めた妊娠から出産、子育てまでのサポートを切れ目なく、一体的に行うことといたしております。節目、節目のMIMACAのポイント付与や18歳までの子ども医療費の完全無料化といった経済的負担の軽減に加え、デジタルの活用を含めた子育て世帯のニーズにきめ細やかに応える施策を進めることにより、子育てしやすいまちづくりにしっかりと取り組んでまいります。

◎議長（川西 仁議員）

以上で、通告によりまず代表質問が終わりました。これをもって代表質問を終結させていただきます。

ここで、議事の都合により、昼食休憩とさせていただきます。午後1時より再開をし、市政に対する一般質問を行いたいと思います。

小休 午前11時44分

再開 午後 1時00分

◎議長（川西 仁議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第3、市政に対する一般質問を行います。

通告者は、ご配付の一般質問一覧表のとおり、通告は3件であります。

まず初めに、議席番号6番、田中みさき議員。

◎6番（田中みさき議員）

はい、6番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、6番、田中みさき議員。

[6番 田中みさき議員 登壇]

◎6番（田中みさき議員）

川西議長に発言の許可を得ましたので、3月議会は年度で言えば5年度最終ですし、令和6年としては新年度の最初の質問をさせていただきます。

令和6年の始まりは、元旦に石川県能登半島を襲った地震のニュースでした。地震によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震でも、災害はいつ、どこで起こるか分からないといったことを改めて実感しましたし、災害時の通行可能な防災道路の再確認が必要なのではないかと感じました。お正月休みということで帰省先や旅行先で被災された方も多く、実際、私の知り合いの方も子どもさんを連れて帰省していて、近くの神社に初詣に行った際、震度5の地震を体験され、神社や周りのご神木が倒れてきたら死ぬかもと下の子どもさんを抱きかかえ、立ちすくむしかなく、それと同時に携帯からの津波警報がそこら中になっていて、警備員さんの指示でその場にいるように言われ、神社が高台にあるとは言え、「ここで待機していて大丈夫なのか」と怖くて、超不安だったと話してくれました。幸いにもご実家は電気も水道も大丈夫だったそうです。夕食も取ることができたけれど、その後も余震が結構あって、その都度、子どもは机の下にすぐに潜り込んでいるのを見て、子どもは学校で訓練をしているからかすぐに行動できるけど、大人はあんなに揺れたらすぐに反応できないと思ったそうです。その日の夜は、大人は一睡をもできなかったそうです。体験した話をいろいろ聞かせてもらいながら、無事美馬に帰って来て本当によかったと思ったところです。

美馬市においても、近い将来、災害は起こり得ると思って、人ごとではなく自分事と捉え、日頃から防災・減災の意識の向上につながる活動に関わっていきたいと思います。

それでは、通告させていただいた3件、一つは市制20周年について、2件目は子どもの健診について、3件目は男女共同参画について質問をさせていただきます。

さて、令和6年度の最後の月、来年の3月には脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村の3町1村が平成17年3月1日に合併、美馬市が誕生して20年になります。「来年のことを言えば鬼が笑う」と言われる方もおいでるかもしれませんが、合併20周年を美馬市誕生の節目という観点から、どのようにお考えなのかを確認させていただくことで、これからの1年間の取組を効果的につなげていくこともできるのではないかと考えて、今回、一般質問をさせていただくことにしました。

例えば、記念紙や記念品であるとか、記念行事として記念式典はするのか、イベントの際に20周年記念イベント何何々とか、冠事業を企画するのか。講演会の開催、文化祭、スポーツ大会など美馬市が主催するものだけでなく、各種団体が実施するイベントにも関わってくるのかと思います。令和7年3月1日ということで、6年度中の予算なのか、7年度予算で7年度の1年間も含め市制20周年期間とするのか、取組方で意識も違ってきますし、何をやるにしても多少の準備期間、企画案等が必要だと思います。過去の市制10周年や15周年記念の際は市長も職員として関わられ、その効果等も検証され、把握されていると思いますので、市制20周年に関しての取組については、今現在の計画、記念事業推進本部の設置などもされるのかどうかも含め、市長の思いで結構ですので、お聞かせください。

2点目は、子どもの健診についてお聞きします。

乳幼児健診については、母子保健法第12条では、健康診査について、1歳6か月健診、3歳児健診は市町村で実施する義務があるとされています。また第13条では、3から6か月健診、9から11か月健診、新生児聴覚検査など地方交付税措置の対象となっていて、必要に応じて健康検査を行い、受けることを勧奨しなければならないとされています。令和5年度の国の補正予算により、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用も助成され、出産後から就学前までの切れ目のない、健康診査の実施体制についても整備されてきているようです。

美馬市の場合、基本的な健診に加えて、みまっこ医療費助成制度のおかげで個々の疾病などにも対応でき、子どもの健康な生活習慣の維持につながっていると拝察するところです。保護者にとっては子どもの健康が一番の願いです。子育て中、特に乳幼児の子どもの発育・発達には心配ですし、体重や身長を平均値と比べたり、言語や股関節等に少し異常があったりすると不安になった経験が私にもありました。1か月健診は母子共に病院で受診した記憶がありますし、4人の子どもの母子手帳をしてみると1か月半健診、3歳児健診だけでなく、3から4か月、9から10か月、2歳児健康診査も受けていて、体重、身長、胸囲、頭囲など集団健診で測定、記入してもらっていて、今、子どもたちが元気で過ごしているのおかげで大変懐かしい思い出として見ることができました。

そこで、自身の子育て中の時の健診と最近の健診の内容もそう違いはないとは思いますが、健康診査の内容や個々の疾病への対応、保護者の育児相談や育児環境支援、どのような体制で取り組まれているのかお聞かせください。また、同じく児童生徒においても学校

保健安全法により環境衛生の維持や改善の観点から健康診断を実施されていると思います。就学時健診に始まり、基礎的学力、体力を保障するための健診も毎年実施されていると思います。実施の時期、内容等教えていただければと思います。

3件目の男女共同参画についてお尋ねします。

昨日から徳島新聞紙面において、3月8日の国際女性デーを前に県内の教育現場におけるジェンダー平等の課題を探り、「教育とジェンダー」と題し、連載が始まっています。私の一般質問とちょうど時期が重なり、後押ししていただいているようで心強いです。

私は今回の質問をするに当たって、女性支援に関する法律等を調べてみました。

1975年、昭和50年、国際婦人年と定め、女性の地位向上のため、国際的に取り組むことが宣言され、我が国においては日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められていると言われてきました。婦人参政権の実現、男女平等を定めた新憲法制定、家制度を廃止した民法の改正、教育の機会均等、男女共学を定めた教育基本法制定など、女性の権利拡大が図られ、女性の社会進出と地位向上への基本的な条件が整えられてきました。1985年には男女雇用機会均等法、1991年には育児・介護休業法など戦後、日本では憲法や民法などによって法律上の男女平等が実現しました。しかし、現実には「男は仕事、女は家事や育児」といった伝統的な役割分担の意識が強く、均等法では労働基準法等共に社会の変化に合わせて改正が繰り返されていますが、当初、昇進についての男女差別を禁止していませんでしたし、育児・介護休業法は育児や介護の労力は家庭内で賄うものといった考えをベースに法律だけ整備された感じで、なかなか本当の意味での男女平等の実現には至っていないと言われていています。その一方、少子高齢化の進展、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画、つまりジェンダー平等の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題とうたい、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要として、1999年国民全てが性別に関係なく、個性と能力を發揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画社会基本法が制定されたと思います。

その後も2001年に施行された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律や、2015年には働く場所で活躍したいという希望を持つ全ての女性はその個性と能力を十分に發揮できる社会を実現するため、国・都道府県・市町村・一般事業主、それぞれの責務を定め、女性活躍推進法なども施行され、近年では職場に限らず、あらゆる社会活動の中で対等で利益や責任を平等に分ち合える社会をつくり上げるため、あらゆる分野で男女問わず、全ての人が平等な社会を実現させるために法律や施策が整備されつつあるようです。

そこで、美馬市における男女共同参画社会の取組について、現状をお聞かせいただければと思います。

◎市長（加美一成君）

市長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、加美市長。

[市長 加美一成君 登壇]

◎市長（加美一成君）

6番、田中みさき議員からの一般質問のうち、私からは市制20周年についてお答えをいたします。

本市は、来年、令和7年3月1日に市制20年を迎えることとなりますが、この節目となる年に、これまでの20年間を振り返るとともに、将来の展望を描く、こういったことは意義深いことと思っております。

この取組として、令和6年度には、市の人口や産業など各分野の情勢や、現在、市が進めております主要施策を取りまとめた市勢要覧を作成する計画といたしております。また、令和7年度には、広報みまに合併後の20年間を振り返る特集記事を掲載をしたいと考えておりまして、11月の文化祭に合わせた催しなども検討いたしております。

こうした取組を含め、市制20周年を機に、市民の皆様改めて美馬市への誇りを感じていただけるように工夫を凝らしてまいりたいと思っております。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

続きまして、私からは、乳幼児健診の現状についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、乳幼児の健診は、母子保健法第12条において市町村の義務とされているものと、第13条に規定されている任意のものがございます。

本市におきましても、義務とされている身体発育状況、栄養状態、歯や口腔の疾病や異常、言語障害の有無等进行检查する1歳6か月児及び3歳児健診に加え、任意の健診として1か月児、3から4か月児、6から7か月児、10から11か月児及び2歳児の健診、また新生児聴覚検査や妊産婦検診をそれぞれ集団健診や医療機関への委託により行っております。令和6年度からは5歳児健診につきましても実施を予定しているところです。

それぞれの健診において、疾病の疑いや発達の課題等が発見された場合には、精密検査により早期の治療や発達支援につなげることが重要でございますので、専門医受診への指導と支援を行うなど、子どもたちの健康保持と増進を図るため、必要に応じ、保健、医療、福祉による適切な指導や支援へつなげております。

また、育児相談につきましても、保健師による妊娠届出時の面談や乳児相談に加え、子どもすこやか課や認定こども園において、家庭児童相談員や保育士による年齢や内容に応じた相談活動を行っております。

育児環境支援としては、医療機関において産後の体調管理や育児をサポートする産後ケア事業や、助産師等が家庭を訪問し、支援を行う産後継続訪問事業を実施し、安心して子

育てができる体制を整備しております。

◎副教育長（園木一昌君）

議長、副教育長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、園木副教育長。

[副教育長 園木一昌君 登壇]

◎副教育長（園木一昌君）

続きまして、私からは、児童の健康診断の現状についてのご質問にお答えいたします。

児童の健康診断は、学校保健安全法に基づき、各学校において学校医や関係機関と連携しながら、毎学年6月30日までに実施をしております。また検査項目につきましては、学校保健安全法施行規則に基づき、身長、体重、視力、聴力、結核の有無のほか、歯や口腔検査、尿検査などがございます。

診断結果は、児童本人や保護者に通知するとともに、疾病又は異常の疑いが認められた場合には、医療機関への受診を勧めるほか、運動や体を動かす作業を軽減するなどの対応を行っております。特に日常の学校生活で健康上の配慮を要する児童に対しましては、養護教諭や担任を中心に保護者と定期的に報告・連絡・相談ができるような対応をしております。

こうした健康診断により、児童生徒の健康管理、安全管理を行い、学校教育の円滑な実施に努めるとともに、児童の心身の状況に応じた適切な対応ができるよう取り組んでおります。

◎市民環境部長（伊内公一君）

議長、市民環境部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、伊内市民環境部長。

[市民環境部長 伊内公一君 登壇]

◎市民環境部長（伊内公一君）

続きまして、私からは、男女共同参画の取組についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、平成21年度に美馬市男女共同参画基本計画を策定しております。本計画につきましては、平成22年度から26年度までの5年間の第1次計画の実施期間とし、続く平成27年度から令和元年度を第2次、令和2年度から6年度を第3次計画として事業を推進しているところでございます。

次に、本計画の内容につきましては、「ともに未来をつくる」を基本理念とし、「男女の人権尊重の推進、真の男女平等の確立」「男女平等を侵害する暴力の根絶」「政策・方針決定過程への女性の参画促進」「家庭・地域生活等と職業生活の両立支援」「生涯にわたる心と体の健康保持」の五つの基本目標を定め、広報紙への掲載やパネル展示など、広報・啓発活動に取り組むとともに、本市で実施をしております人権問題地域懇談会におきましても女性の人権をテーマとし、男女共同参画について市民の皆様に広く周知をさせていただ

いているところでございます。

また、次に令和6年度に策定する第4次計画につきましては、第3次計画策定時と同様に、市民・企業へのアンケート調査を実施し、各施策の反映を行うほか、性の多様性の理解促進に加え、本年4月1日から施行されます困難な問題を抱える女性への支援に関する法律につきましても、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

◎6番（田中みさき議員）

議長、6番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、6番、田中みさき議員。

[6番 田中みさき議員 登壇]

◎6番（田中みさき議員）

ありがとうございました。

合併20周年ということで、振り返りだけでなく、将来的な展望という点において、令和の市町村合併ということで隣町との吸収合併のような話はないのかといったようなことも聞いてみてはと市民のお声もあったのですが、今、節目に当たっての市長のお考えを聞かせていただいたところなので、市制20周年に関しての取組ということで提案のみにしておきます。

来年3月1日に市制20周年を迎えるに当たり、改めて20年間を振り返り、将来への展望を描くことは意義深く、これを機に市民の皆様が美馬市への誇りを感じていただきたいとの市長のお考えを全職員の方々とも共有していただければと思います。平成22年10月22日には、「ふるさとの豊かな自然と文化を大切に、だれもが住みたくなるまちをつくるため」に、美馬市民憲章も制定されているようです。市制20周年を機に改めて市民一人ひとりが自分たちの町の歴史や文化を知ること、生まれ育った我が町を誇りに思い、災害時など、いざという時には互いに助け合えるまちづくりにつなげていただきたいと思います。

イベント等については、市民が一体感を感じられるように市民の方々が主体となり、行政とも協働できるような工夫をお願いしたいと思います。来年11月の文化祭に合わせた催しなども検討されているとのことでしたので、私からは来年、令和7年7月7日、「7・7・7」にちなんで何か20周年記念イベントを企画していただけると面白いのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

2件目の乳幼児健診については、個々の疾病への対応や育児相談、産後のケア、育児サポートなど、各関係機関とつながりを持って、きめ細かい対応をいただいているようなので安心しました。乳幼児の健診では、発育、栄養状態の確認、先天的な病気の有無、早期発見、予防接種の時期や種類の確認だけでなく、子育てにおいて普段気になっていることを小児科医や保健師に相談することもできると思います。また、地域での関わりが薄れ、育児をサポートしてくれる人が周りに少なく、孤独になりがちな子育て世代も増えていて、定期的な乳幼児健診は子育ての不安を緩和したり、精神的な支えにもなる貴重な機会にもなっているのではないかと思いますので、引き続き健診を通して子育て環境の異変

への気付きや育児サポートに努めていただけますようお願いいたします。

次に、乳幼児と違って就学前の5歳、6歳児、小学生、中学生と大きくなっていくと自我の芽生えでありますとか、自己主張、自分のことは自分です、できるといったように子どもさんの食事やトイレの補助、歯磨きの仕上げ磨きとか、衣服の脱ぎ着などの世話をするといった育児の負担は就学前までに徐々に少なくなります、大きくなると習い事だけでなく、学校への送迎や思春期の心のケア、人間関係など保護者の心配事も増えてきます。幼児だけでなく、小学校、中学校の頃は食生活、遊び、運動を通して心と体が成長する時期で、栄養のバランス、体力づくりといったこの時期の生活習慣の環境がとても大切なのではないかと思います。また、家族や社会とのつながりの中で思いやりや忍耐力など、社会性も育つ時期と言われています。近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、それに伴い子どもの生活環境も変貌しています。その結果、睡眠時間の減少、体力の低下など健康面で様々な問題が生じているとも言われております。

今、副教育長からご答弁いただいたように、児童における健康診断についても、学校保健安全法、その規則に基づき、適切な検査の実施、その結果についても対応することにより、学校生活における児童生徒の健康管理、安全管理を行い、学校教育の円滑な実施につながっていることも理解できました。

そこで、再問でお聞きしたいのは、美馬市内の幼児の健診や児童生徒の健康診断の結果において、最近の気になる傾向と申しますか、子どもの日常生活における課題、それに対しての健康に関する取組などがありましたら、お聞かせいただければと思います。

3件目の男女共同参画社会に関する取組の現状として、今、ご答弁では、美馬市においても男女共同参画基本計画を策定され、第3次計画は今年度が最終年度であることから、市民、企業へのアンケート調査を実施され、第4次計画を策定し、令和7年度からの各施策に反映されていかれるとのこと。また、この4月1日から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることに関しては、第4次計画に盛り込まれるとのことですが、この法律の概要を見ますと、困難な問題を抱える女性とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係制、その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」、そのおそれがある女性を含んでいて、女性を巡る課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害だけでなく、家庭問題、孤独、孤立対策も視点に含め、新たな支援強化が求められてきました。こうした中で、売春をなすおそれのある女子の保護更正を目的とした売春防止法から脱却し、第1条の目的、第3条の基本理念では、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点を明確にし、各関係機関及び民間団体との協働による早期からの切れ目のない支援をうたっています。第4条では、国・地方公共団体において、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されています。昨年の11月10日に発行された「女のしんぶん」の記事では、法的責任の明確化は画期的で、日本社会に根強い自己責任論を克服するとともに、男女格差の拡大の一步、コロナ禍による経済的困窮や自殺者の増加、DVや性被害の深刻化など女性の苦境と困難を生み出す根源が日本の性差別社会の構造にあることを示すものであると表現されていました。現在、徳島県においても、基本計画を策定することが義務づけられている

ことから、地域における困難な問題を抱える女性の現状や支援に向けた課題を踏まえ、施策の方向性を取りまとめていく必要があり、県内の女性支援に取り組んでいる民間団体に対し、ヒアリング調査も実施し、3月には基本計画策定、公表されるとお聞きしています。

そこで、この4月から、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が施行されるに当たっての相談窓口、今後の取組についてお聞かせいただければと思います。

◎副教育長（園木一昌君）

議長、副教育長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、園木副教育長。

[副教育長 園木一昌君 登壇]

◎副教育長（園木一昌君）

6番、田中みさき議員の再問のうち、私からは、児童の健康に関する取組についてお答えいたします。

近年、全国的にスマートフォンなどの情報機器の普及や長時間のインターネットの利用などを背景とした視力の低下や運動不足、また生活リズムの乱れなどによる児童への様々な影響が問題になっております。徳島県内におきましても、肥満傾向児の出現率やむし歯を有する子どもの割合が全国平均を上回っているという課題を改善するため、平成27年度から県内全ての学校において生活習慣改善プロジェクトに取り組んでおります。

具体的には、年間計画に基づき、健康意識が高められるよう養護教諭や担任による健康指導を始め、歯科衛生士によるブラッシング指導や保健師、薬剤師などによる薬物乱用防止教室、管理栄養士による生活習慣予防教室などを開催しております。また保健だよりなどを通じた保護者への情報提供や協力依頼、学校掲示板を活用した啓発、体力向上計画に基づいた体幹アップ運動や持久走など、各学校において児童の発達段階に応じた取組を実施しております。

望ましい生活習慣を身につけ、心身共に充実した生活を送るためには、児童自らが健康について意識し、変容することが重要でございますので、今後とも保護者や地域、関係機関と連携しながら、保健指導や食に関する指導、体力づくり指導を関連づけた取組を進めてまいりたいと考えております。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

続きまして、私からは、子どもの健康に関する取組についてと困難な問題を抱える女性への支援についてのご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、就学前の子どもの健康に関する取組についてでございますが、各認定こども園においては、基本的な生活習慣に関する指導や発達段階に応じた運動指導を行っていること

ろでございますが、最近は子どもが体を動かす機会が少なくなっている状況から、ヴォルティス元気っずプログラムに取り組んでおります。

これは、徳島ヴォルティス株式会社及び大塚製薬株式会社と連携し、市内の認定こども園及び幼稚園に通う5歳児を対象に、日本スポーツ協会が作成したアクティブチャイルドプログラムを基本に、ボールを使った運動遊びを加え、徳島ヴォルティスのコーチが指導する運動プログラムでございまして、あわせて大塚製薬による栄養バランスや水分補給など、食に関する様々な情報の提供を行っております。

この取組は、令和3年度から本格実施してございまして、幼児期に必要なとされる多様な動きの獲得や体力・運動能力の向上を目的とした運動遊びとともに、成長に不可欠な栄養指導の学習なども通じて活動的で健康的な生活習慣を習得し、生涯にわたり豊かな人生を送るための基盤づくりを行うものでございます。令和5年度実績では、園児の運動遊びに対する意識の改善を図る2項目の成果目標をそれぞれ達成している状況でございます。

この取組は全国的にも注目されてございまして、昨年12月にはスポーツ庁のスポーツ審議会スポーツ部会委員の方々が、また今月10日には室伏スポーツ庁長官が本市にお越しになり、現場を視察されました。スポーツ庁では、スポーツ実施の環境整備や改善に取り組む団体に着目し、現場視察、ヒアリングを通して同事例を盛り込んだガイドブックの策定を目指しているとのことでございます。

今後も保護者の方々のご理解、ご協力の下、徳島ヴォルティス株式会社、大塚製薬株式会社と連携し、本事業を継続することで園児の健康増進を図ってまいります。

次に、困難な問題を抱える女性への支援のための施策についてお答えさせていただきます。

ご質問の困難な問題を抱える女性の支援に関する法律は、議員ご指摘のとおり、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、本年4月から施行されるものでございます。

本市におきましては、子どもすこやか課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っているところでございますが、ひとり親以外の困難な問題を抱える女性に対しても、相談窓口として様々な困り事、悩み事に対応し、複雑、困難な事案につきましては、徳島県西部子ども女性センター等との連携のもと、支援を行っているところでございます。

市といたしましても、今後、この法律や徳島県が策定を予定しています困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画、これらに則り、県との連携体制の強化、相談窓口の整備、専門的な支援員の配置など、相談支援体制の充実について検討していきたいと考えております。

◎6番（田中みさき議員）

議長、6番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、6番、田中みさき議員。

◎6番(田中みさき議員)

それでは、最後にまとめて終わりたいと思います。

子どもの健康に関する取組のご答弁の中で、スマートフォンやネット利用の普及を背景とした視力の低下、運動不足、基本的な生活習慣の改善が課題であると言われたように、昨年11月に文部科学省が子どもの発育及び健康状態を明らかにする調査結果が公表され、令和4年度学校保健統計調査の結果概要をみますと、視力に関しては小中高生の裸眼視力1.0未満が過去最高でした。またむし歯に関しては全国的には各年代でむし歯の割合が9割を超えてきた1970年代から大きく改善されているようです。肥満傾向児については男女共に小学校高学年が最も高く、特に男子は8歳以降が1割を超えているようです。

視力に関しては、ここ数年、小さい時から眼鏡をかけている子どもさんが多いように私も感じていました。私自身は文字が見えにくいとかいったことは、2、3年前まではあまり分からなかったのですが、最近は書道教室で硬筆の添削をする時にも老眼鏡が常に必要になっていて、文字が見えにくい、見づらいといったことが、字を書く仕事の際には今、すごくストレスを感じています。教室の生徒さんの中にも丁寧に文字を書いていた子が何度添削しても直らないので、おうちの人に最近視力低下していないか確認すると、大体が検査で眼鏡をかける程ではないけど、ちょっと悪くなっていたと答えられます。私の老眼と子どもの近視を一緒に言うことでもないのですが、文字がはっきり見えていないことで、書くことが雑になったり、疲れやすくなったりします。子どもさんの場合は家庭や学校で子どものちょっとした変化に気付き、周りの大人が気をつけてあげることで視力の低下を軽減できると思いますし、近視の予防には日光に当たり、外遊びをすることがいいそうです。実際、幾つかの国では、学校の昼休みや休憩中に外で遊ぶことを義務づけ、記録をつけさせているところもあるそうです。

視力に関してばかり今、述べたのですが、個人の生活習慣は子どもの時期をいかに過ごすかに大きな影響を受けると言われていて、次の世代へ健康な社会を受け継いでいくためには、子どもたち自らが健康や体の仕組みなどを学習することにより、健康意識を高められることが一番ですが、やはり子どもは周囲の大人など環境に影響を受けながら育っています。家族、保護者の理解、協力はもちろん必要ですし、社会的変化、家庭環境、また心の健康なども含めると課題も多くあるとは思いますが、子どもの健康的な生活習慣の確立に教育委員会だけでなく、様々な各関係機関、専門的分野の方々にもご協力いただき、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

就学前の子どもに対する取組についてのご答弁では、ヴォルティス元気っずプログラムの取組は、令和5年度実績では園児の運動遊びに対する意識の改善を図る2項目の成果指標に対してそれぞれ達成されていて、全国的にも注目されているとのことで、また美と健康のまちづくりにつながり、プログラムを受講した子どもたちの成長が楽しみです。今後目標値、成果等を検証しながら、子どもたちの健康増進につなげていただきたいと思います。

先程も述べましたが、次の世代へ健康な社会を受け継いでいくためには、子どもの健康な生活習慣の確立が課題となっています。

そこで、私から提案させていただきたいのは、「足育（あしいく）」を学校教育の現場、また令和6年度から実施を予定されている5歳児の健診の際に「足育」を取り入れていただけたらと思います。

詳しく説明しているとまた時間が長引いてしまうので、「足育」で検索して調べていただくとありがたいです。足や靴の構造、正しい選び方、正しい履き方を知り、それをよき習慣とすることで体のバランスがよくなり、運動時のパフォーマンスが向上するでありますとか、身体的なバランスの向上により疲労、けが、故障を予防、あるいは軽減させることができるメリットがあるそうです。日本学校体育研究連合会、「足育」指導資料の冊子の裏側には「足が変われば、子どもが変わる」「足が変われば、未来が変わる」と書かれています。子どもや保護者の方を対象に「足育」の講習をするなど、普及啓発等も含め、推進に取り組んでいただければと思います。

最後に、困難な問題を抱える女性の支援に関しては、県との連携体制の強化、相談窓口の整備、専門的な支援員の配置など、相談支援体制の充実について検討していきたいとおっしゃっていただいたので安心しました。

先程も少し触れましたが、「女のしんぶん」の中で法制定や基本方針の策定に携わったお茶の水女子大学名誉教授、戒能民江先生によると「行政内部の女性支援に関する理解を深め、女性支援や相談に関する認識を変える必要があり、女性支援に対する首長や管理職の本気度が問われている」と言われています。

この4月から法律が施行されるに当たって、女性支援の中心となる女性支援員の設置と充実強化に努めていただけることをご期待申し上げ、3月定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（川西 仁議員）

ここで、10分程度小休させていただきます。

小休 午後1時43分

再開 午後1時52分

◎議長（川西 仁議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号10番、中川重文議員。

◎10番（中川重文議員）

10番、中川。

◎議長（川西 仁議員）

はい、10番、中川重文議員。

[10番 中川重文議員 登壇]

◎10番（中川重文議員）

ただいま美馬の未来を考える会として一般質問の発言許可をいただきました。貴重な時

間ですが、可能な範囲で質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、能登半島災害の件につきましては、午前中に国会派の代表質問者が丁寧に述べていますので、割愛させていただきます。

それでは、2024年度3月定例会、4番目の質問者として質問を通告のとおり順次させていただきますこととしますので、ご答弁の程をよろしく願いいたします。

早速質問に入っていきますが、ご答弁される方にはいつも申し述べさせていただいていますが、市民目線に立ち、理解しやすい言葉で明快なご答弁を期待していますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、内容について具体的に順次説明をさせていただきます。

通告質問件名は、最近の美馬市政に関わります3件を挙げさせていただきました。

まず、1件目は高齢者福祉施策についてであります。次に、2件目として観光振興についてであります。最後の3件目として耕作放棄地再生保全モデル事業についてを通告させていただきます。そして、質問の要旨は件名3件に対してそれぞれ3項目、合わせて9項目を通告させていただきました。そして、この項目は今回、件名ごとに時系列に初問、再問、再々問に振り分けて質問をさせていただきます。

まず、初問の説明をさせていただきます。

通告質問1件目として、美馬市における高齢者福祉施策についてお尋ねします。

我が国では、高齢者の医療の確保に関する法律では、65歳以上74歳以下を「前期高齢者」と定義しているようです。もちろん私もここに含まれています。そして75歳以上の方は「後期高齢者」と定義されているようです。そこで思うことは、美馬市の総人口に対する65歳以上の高齢者人口の割合、つまり高齢化率は全国及び徳島県内でも絶えず上位にランクされていますので、恐らく現在は40%を超えていると推察します。このような状況の中、美馬市における今後の高齢者施策はますます重要になってくると思われま

そこで、美馬市の高齢者施策の基本となる保険福祉計画・第8期高齢者介護保険事業計画についてお伺いします。

この計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉会計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画の二つが一体になって策定されているものであり、計画年度は令和3年度から令和5年度の3年間となっていると思います。今年度がちょうど計画の最終年度となりますので、3年間取り組んできたことの検証を早急にすべきタイミングではないかと思っています。

そこで、通告質問1件目として、美馬市における高齢者福祉施策についての質問の要旨1項目として「第8期介護保険事業計画の概要と検証は」ということで、現計画の概要と目標に対する達成状況をどのように検証し、どのような結果となっているのかをお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしく願いします。

次に、2件目、美馬市の観光振興についての初問の説明をさせていただきます。

本市の観光主要拠点であるうだつの町並みは、1988年の昭和63年12月16日に文化庁より全国で28か所目の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。現在、選定されてから35年が経過したところでありま

る持家の改修や電柱地中化事業、道の駅の整備、美馬市民間事業者による古民家の改修事業などが進められており、そのすばらしい景観とたたずまいには広く認知をされており、国内外の多くの観光客が訪れるスポットとなっています。一方で、当時の町並み保存運動以降、世代交代が進むなどし、空き家が少し目立ってきているのも現状ではないでしょうか。また、空き家の利活用については、昨今、民間事業者の参入により宿泊施設やレストランやカフェなどに利用されるなど、町並みに新しい風が吹き込まれているのも新世代の兆しの現れかと思っています。空き家の所有者意向が第一ではありますが、まだまだ利用価値のある空き家・古民家は残っており、市の観光施策の主要な項目にも空き家・古民家の再生と利活用を掲げていることから一層の取組を期待するものであります。

そこで、通告質問2件目として、美馬市における観光振興についての質問の要旨1項目「うだつの町並みの古民家活用は」として、うだつの町並みにおける空き家・古民家の現状とその利活用について、また連携協定を結んでいる株式会社MIIMAチャレンジと連携した観光振興の方向性や市としての考えをお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしく願います。

質問件名最後の3件目、耕作放棄地再生保全モデル事業についての初問の説明をさせていただきます。

耕作放棄地の問題では、美馬市だけでなく全国的な問題であり、耕作放棄地になる要因としては、耕作をされる方の高齢化や担い手不足、農地相続の問題、農業生産物の価格低迷などの要因が重なっていると言われております。この耕作放棄地が進みますと、景観を損ねるほか、ごみの不当投棄や鳥獣害のすみかになることで住環境が脅かされるほか、将来にわたって優良な農地の維持が難しくなると考えられます。こうした中、加美市長は、公約でもある耕作放棄地の解消に向けた取組として、耕作放棄地再生保全モデル事業という今までになかったすばらしい事業を新設され、進められていると思います。私も市民の皆さんとモデル事業のことについて話す機会があるのですが、耕作放棄地対策に期待をしながらなかなか踏み出せないとの声や、事業要件や制度のことも全て理解できていない高齢者の方もいました。

そこで、通告質問3件目として、耕作放棄地再生保全モデル事業についての質問の要旨1項目として「現在までの事業の進捗状況は」として、受付期間中に申請の相談や申請に至った件数、至らなかった件数等の状況をお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしく願います。

更に、先程も申しましたが、モデル事業の事業要件や制度の周知が行き届いていないことも想定されますので、できることならばよい事業と思いますので、再度の募集や事業内容の周知徹底をする余裕があるのかをお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしく願います。

以上で、通告質問の件名3件についての初問について説明をさせていただきました。冒頭申し上げたとおり、各質問件名の項目2と3については初問の答弁をいただいた後、再問及び再々問で質問をさせていただきたいと思っていますので、ご答弁漏れなきよう、分かりやすい明快なご答弁を期待していますのでよろしく願います。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

10番、中川重文議員の一般質問のうち、私からは、美馬市高齢者保険福祉計画・第8期介護保険事業計画に関するご質問に、順次お答えさせていただきます。

まず、計画の概要でございますが、現計画におきましては、個人が持つ多様性を認め、全ての人が人として等しく尊重され、生涯にわたり、住み慣れた地域で喜びや生きがいを持って健康に暮らせるまちづくりを推進するとし、「未来へつなげる！市民の誰もが思いを実現し、健康で活躍できるまちづくり」を基本理念に、五つの基本目標を掲げ、施策を展開しています。

この基本目標とは、「健康づくりや介護予防の推進」「高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実」「高齢者の安全や尊厳の確保」「生きがいつくりや社会参加の推進」及び「介護保険事業の充実」でございます。

具体的な施策といたしましては、介護サービスにおいては居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの提供を、介護予防に関してはいきいきサロンやいきいき百歳体操の新規立ち上げ支援や運営サポート、またプールを使用した運動教室の実施や介護予防サポーターの要請などを中心に行ってまいりました。

次に、検証についてでございますが、事業の実施に際しましては、各年度ごとに計画、実行、評価、改善といった、いわゆるPDCAサイクルにより進行管理を行っております。計画に掲げております主な事業の令和4年度数値目標達成状況を申し上げますと、介護予防事業であります日常生活上の支援を提供する訪問型サービスにつきましては、目標値としているサービス実施実人数250人を目標どおり達成しており、またプールを使用した運動教室につきましては、目標の登録者数30人に対して32人の登録がございました。

一方、介護予防サポーターを養成する講座の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者数が38人とどまり、目標値とした40人には達していません。

このような若干目標値を下回った項目もございますが、今年度は各種事業への参加者数も増加し、実績見込みでは全体的におおむね目標値を達成している状況でございます。

◎経済部長（藤田伸次君）

議長、経済部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤田経済部長。

[経済部長 藤田伸次君 登壇]

◎経済部長（藤田伸次君）

続きまして、私からは、うだつの町並みにおける古民家の現状と活用及び耕作放棄地再

生保全モデル事業の進捗状況はとのご質問に順次、お答えいたします。

まず、うだつの町並みにおける古民家の現状と活用についてでございますが、令和元年2月に実施したうだつの町並みの伝統的建造物に特定された家屋調査では、全84棟のうち27棟が空き家状態で、空き家率は32%となっております。

こうした中、本市では、空き家・古民家の再生・利活用を観光振興の柱に位置づけ、うだつの町並み周辺におけるエリアマネジメントの推進に関する連携協定を結んでいる株式会社MIMAチャレンジと共に古民家の再生・活用の取組を進めているところでございます。

具体的には、空き家所有者の意向調査や利活用を希望する事業者への空き家物件の紹介、活用プランの提案などのマッチング業務を担っております。

このことにより、ここ数年で空き家・古民家の幅広い利活用が進み、宿泊施設やレストラン、複合施設、サテライトオフィスが相次いで開設されるなど、成果が現れてきていると考えております。

次に、耕作放棄地再生保全モデル事業の進捗状況はとのご質問でございますが、モデル事業につきましては、広報みやまや市ホームページに掲載するとともに、自治会長宛に資料を送付し、案内させていただくなど周知に努めてまいりましたが、これまでに相談があった13件のうち本年1月末までの受付期間中に申請いただいた件数は3件でございました。このため、3月1日から5月31日までの間、再度、募集を行うとともに、これまでの取組に加え、自主放送番組での紹介や農業委員や農地利用最適化委員に周知への協力を依頼するなど、更なる事業の周知を行うこととしております。

なお、農林課に申請をいただいた団体につきましては、事業実施計画書に基づき、職員が直接、申請農地の現状を確認するなど、現在、計画の承認に向けた作業を進めているところでございます。

◎10番（中川重文議員）

10番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、10番、中川重文議員。

[10番 中川重文議員 登壇]

◎10番（中川重文議員）

各初問に対するご丁寧なご答弁ありがとうございました。

初問の答弁をいただきましたので、先送りにした各質問件名に対する要旨2項目めの再問をさせていただきます。

まず、1件目は、高齢者福祉施策についての質問要旨2項目めとして「第9期計画の策定スケジュールと概要は」について再問の説明をさせていただきます。

現計画では、一人ひとりの市民が健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、いきいきサロンやいきいき百歳体操のサポート、新規立ち上げの支援やリーダーの養成などを中心に行ってきたということでありました。新型コロナの影響で通うのもなかなか出向いていけない状況もあったかとは思いますが、今年度は以前のようにいきいきサロンやウ

オーキングに参加する人も増えてきたように感じます。数値目標もおおむね達成されているとのことで、計画に基づく施策が着々と実行され、実を結んでいると思われま

さて、初問でも述べましたが、この計画は今年度までの3年間で終了することから、これから検証結果を踏まえ、また国の指針も踏まえた新たな計画を今年度中に作成することになると思いますが、第9期計画の策定スケジュールはどのようになっているのでしょうか。また、第9期計画にはどのような内容を盛り込むのか、その概要を今後の高齢者施策の方向性を踏まえてお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしくお願ひします。

次に、2件目として、観光振興についての質問要旨2項目めとして「ランドマークである吉田家住宅の活用方針」について再問の説明をさせていただきますが、その前に初問の答弁について少し意見を述べさせていただきます。

うだつの町並みの古民家の再生活用については、空き家所有者と利用希望者とのマッチングを進めるなど官民連携によって再生活用を目指しているとのことでありました。やはり空き家というものは、年を追うごとに老朽化しますし、改修費用もかさんでくることから利活用にはスピード感が大事だと思いますので、是非そのような取組を前進していったほしいと思います。

それでは、再問の説明に戻りたいと思います。

うだつの町並みのランドマークである吉田家住宅についてですが、これは今から約230年前の1792年に創業された藍商で栄えた家であり、約6,000坪、約2反の敷地には江戸時代中期から後期にかけて建てられた母屋や蔵、離れ家、藍蔵など、5棟が中庭を囲むように立っています。この吉田家住宅を中心とした観光拠点施策は、旧脇町時代に所有者から建物を譲渡され、改修、整備も完了しており、美馬観光ビューローが指定管理者として管理運営が行われています。現在、市指定文化財として一般公開をしており、建築様式のすばらしさや藍商の暮らしぶりを見ることができます。また、吉田家住宅母屋の南側に位置する蔵には、藤島画伯の絵画や小野五平の名人の将棋盤、稲田家ゆかりの甲冑など歴史的な文化財価値が高い品々が展示されているほか、2階部分を活用した仮称歴史資料館の整備構想もスピード感を感じられませんが、ほんの少しずつ前へ進んでいるようにお聞きしております。

このように、地域の歴史や文化を直接感じることができる蔵ではありますが、その存在はあまり知られていないのが現状ではないでしょうか。更に、離れ家についても現在は藍染め商品などが一部展示されているのみであり、十分に活用されていない印象ですが、民間事業者による活用の幅を広げることとして、使用料条例の一部改正案が今定例会に提出されています。

そこで、再問ですが、吉田家住宅の母屋や蔵、離れ家の効果的な活用について、市としてどのように考えられているのかをお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしくお願ひします。

最後の3件目として、耕作放棄地再生保全モデル事業についての質問の要旨2項目めとして「事業要件の見直し検討」について再問の説明をさせていただきますが、これもその前に初問の答弁について少し意見を述べさせていただきます。

耕作放棄地再生保全モデル事業の申請状況は、13件の事前相談を受けた中で3件にとどまったため、再度の市民に周知を図り、再応募するとの答弁でありましたので、是非多くの市民の皆さんに活用していただけるよう周知に努めてほしいと思います。また、事前相談で断念された方には団体要件の5人がなかなかそろわないことや、耕作放棄地の定義に当てはまらない、5年間の営農が厳しいなど、様々なケースがあると思いますが、ここで再問の説明にまた戻るんですけども、せっかく耕作放棄地を対策という課題解決に向け、チャレンジしようとしているのですから、もう少し事業案件を見直すなどして、より多くの市民の方々に利用していただいたほうが結果として農地の再生や維持・保全につながるのではないかと思います。

そこで、再質問しますが、現状を受け、今後、実施条件を見直しする検討や改善があるのでしょうか。お尋ねしますので、ご答弁の程をよろしくお願いします。

以上で、3項目の質問を終わります。再問の答弁をいただいた後、各質問件名の要旨3項目めについて、また再々問をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願います。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

10番、中川重文議員の一般質問のうち、私からは、美馬市高齢者保険福祉計画・第9期介護保険事業計画、策定のスケジュールと概要、また今後の高齢者施策の方向性についてお答えさせていただきます。

まず、策定のスケジュールでございますが、昨年7月にアンケート調査を実施し、7月から9月にかけてそれらの回収、集計、分析を行いました。その後、第1回目の策定委員会を10月下旬に、第2回目の策定委員会を12月中旬に開催し、アンケート結果のご報告や計画の方向性をご説明し、国の指針などを踏まえた計画案についてご審議をいただきました。その後、1月にパブリックコメントを募集し、その結果も踏まえ、先般、第3回目の策定委員会を開催し、計画案の承認をいただいたところでございます。今後、最終調整を図り、3月末に策定を完了したいと考えております。

計画策定に当たりましては、高齢者施策に関し、必要なニーズを的確に把握し、対応する必要があることから、現計画におけるPDCAサイクルの面からの評価やアンケート調査の分析等を行い、また計画策定委員会の委員の皆様からもご意見をいただき、進めております。

なお、策定委員会は、美馬市医師会など保健医療関係者4名、民生児童委員など福祉関係者3名、被保険者3名、また費用を負担していただいている団体及び介護サービス事業者の代表者各1名、行政関係者2名と合計14名の委員で組織をしております。

次に、第9期計画の内容としましては、第8期の高齢者施策を継承し、第3次美馬市総

合計画における高齢者福祉の充実との整合性を図りながら、「高齢化による虚弱、いわゆるフレイルへの対策や生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた対策」「認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」「災害や感染症対策に係る体制整備」、更には「成年後継制度における中核機関による権利擁護事業の取組強化」などを掲げて、各種事業を推進することとしております。

また、当該計画においては、介護給付費や地域支援事業費の見込額を基に、計画期間における第1号被保険者負担分の介護保険料を算定することとなっております。第9期計画におきましては、月額基準額を第8期計画の5,800円から300円増額の6,100円と算定し、これに伴う条例改正案を本定例会に提案させていただいております。

次に、今後の高齢者施策の方向性でございますが、第9期の計画につきましても、計画期間を令和6年度から8年度までの3年間としておりますが、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年を見据えた中長期的な視点で計画案を策定しております。高齢人口の増加に伴い、認知症の方も一層増加すると言われており、全ての高齢者の方が人としての個の尊厳を守られ、孤立せず、人とのつながりを持ち、共に支え合いながら暮らせるまちづくりが、今後、更に求められます。

こうした状況を踏まえ、引き続き、医療、介護、福祉などの関係機関や地域の皆様との連携を強化し、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、計画に基づいた高齢者福祉の充実に努めてまいります。

◎経済部長（藤田伸次君）

議長、経済部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、藤田経済部長。

[経済部長 藤田伸次君 登壇]

◎経済部長（藤田伸次君）

私からは、吉田家住宅の効果的な活用及び耕作放棄地再生保全モデル事業における「実施要件の見直しの検討は」とのご質問に、順次お答えいたします。

まず、吉田家住宅の効果的な活用についてでございますが、議員のご質問にもありましたとおり、吉田家住宅はうだつの町並みを象徴する観光施設であり、母屋、蔵、離れ家などから構成されております。

まず、母屋につきましては、例年、市の観光大使、假屋崎省吾さんによる華道展「うだつをいける」を開催しているほか、指定管理者などの主催の下、草月流いけばな展や各種アート展などが開催されております。

本年3月24日には、美馬市では初の取組である食、自然、文化・歴史、全てをウォーキングにより体感できるツーリズム「ONSENガストロノミーウォーキング in 美馬」の会場として活用し、県内外の参加者にその魅力を発信することとしております。

次に、吉田家住宅の蔵につきましては、歴史的資料や絵画などを公開展示しているほか、県内の音楽家によるコンサートにも活用させていただいておりますが、議員ご指摘のとおり、まだまだ認知度は低いものと考えております。

また、離れ家につきましては、官民連携により施設の有効活用を図ることを目的に、設置条例の一部改正を本定例会に提案させていただいております。今後、指定管理者である美馬観光ビューローが離れ家を活用する事業者選定に着手する予定と聞いております。

市といたしましては、同施設の指定管理者である美馬観光ビューローや民間事業者と連携をし、母屋、蔵、離れ家、それぞれが持つ魅力を積極的にPRするとともに、施設の一体的な活用により、ランドマークとしての機能を高めてまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地再生保全モデル事業における「要件の見直しの検討は」とのご質問でございますが、まずは、このモデル事業にしっかりと取り組み、耕作放棄地の再生と将来にわたっての農地保全につなげてまいりたいと考えております。

議員のご指摘につきましては、市民の皆様のご意見や現在申請中の案件の進捗状況、農地再生保全の実績などを十分に検証、分析し、モデル事業終了後の本格実施に向けた課題にさせていただきたいと考えております。

市といたしましては、このモデル事業を耕作放棄地の抑制や将来に向けた農地の維持・保全につなげる契機にしたいと考えており、引き続き、利用してもらいやすい制度の構築に向け、鋭意取り組んでまいります。

◎10番（中川重文議員）

10番、中川。

◎議長（川西 仁議員）

はい、10番、中川重文議員。

[10番 中川重文議員 登壇]

◎10番（中川重文議員）

各再問に対するご丁寧なご答弁ありがとうございました。

再問の答弁をいただきましたので、先送りにした各質問件名に対する要旨3項目めを再々問とさせていただきます。

まず、通告質問の1件目として、美馬市における高齢者福祉施策についての要旨3項目めの「介護保険料の基準額の見直しに至った経緯は」を再々問としてお尋ねします。

第9期計画におきましては、介護保険料の月額基準額を第8期計画の5,800円から300円増額の6,100円とする案を今定例会に提案しているとのこと説明でした。第8期計画期間中、介護保険料の月額基準額5,800円は県内8市の中では一番低い金額であったと思います。恐らく300円上がったとしても、他の市町村と比べ低い基準額ではないかと思われそうですが、その増額するという案に至った経緯をお尋ねしますので、ご答弁の程をよろしく願いいたします。

次に2件目として、観光振興についての要旨3件目の項目めで「今後の取組は」と出していますので、再々問としてお尋ねします。

吉田家住宅の母屋や蔵の利用活用については、アート展やイベントなどを通じて内外に魅力をPRするとともに、離れ家についても設置条件を一部改定し、民間事業者による施設の有効活用を図るとの答弁でありました。

吉田家住宅を始めとする観光拠点施設は、どんどん活用、PRすることで足を運んでも

らうきっかけとなり、町並みにお金も落とさせていただくことで経済の好循環が生まれ、結果として歴史的価値のある財産が後世に引き継がれることになるのではないのでしょうか。是非、取組を期待したいと思っています。

それでは、再問に移りたいと思いますが、うだつの町並みの観光施設においては、建物や駐車場の用地を市が借りているケースが複数あると認識しており、その関連予算が毎年計上されております。観光施策としての機能を維持するためには、土地を長年にわたり借りることも必要であると考えますが、賃貸借契約が数十年にわたるものもありますし、必要であれば市の財産として取得することも検討してもよいのではないかと思います。

そこで、再々問ですが、うだつの町並みにおける観光施設の用地の現状や今後の取組について市の考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

質問件名最後の3件目の耕作放棄地の再生保全モデル事業についての要旨3項目めも同じ「今後の取組は」と出していますので、再々問としてお尋ねいたします。

モデル事業の要件見直しについては、モデル事業の実績を見てから判断するとの答弁であったように思います。耕作放棄地を何とかしてほしいという市民の皆さんは多く、この制度の期待を寄せてられると思いますので、今後、市民の皆さんの意見を十分に反映した事業展開をお願いするものでございます。

さて、このモデル事業では、5年間、農地を維持・管理し、農園につながる場合はその支援を農林課が行うとのことですが、国の制度を活用するにしても申請が複雑であったり、専門的な営農計画を建てる必要があるなど、なかなか継続的な営農に踏み切れられないケースもあると思います。更に、国の事業への移行を促す場合には、是非、市民目線で分かりやすい形で事業説明をお願いするとともに、営農をされる方が軌道に乗るまできめ細やかな支援をお願いしたいと思いますが、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で、再々問を終えますが、これをもちまして美馬の未来を考える会、中川の令和6年3月議会一般質問を終えたいと思います。いつも結びの言葉が前後しますが、今回も一般質問において真摯に向き合い、ご答弁をいただきましたことを、また関わっていただいた方々に、全ての皆さんに御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、3件について再々問のご回答並びに所見等ございましたら、ご答弁願えればと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎副市長（岡 建樹君）

議長、副市長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、岡副市長。

[副市長 岡 建樹君 登壇]

◎副市長（岡 建樹君）

10番、中川重文議員からの一般質問、再々問にお答えをいたします。

まず、うだつの町並みにあり、現在市が借り上げております観光施設の用地につきましては、吉田家住宅のほか、道の駅藍ランドうだつ東側の観光バス駐車場、観光交流センタ

一東側の休憩所の3か所がございます。用地を借り上げている観光施設につきましては、その効果が賃借料に見合ったものであるか検証を行い、長期的な視点で効果が期待できる施設につきましては、用地の取得を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、耕作放棄地再生保全モデル事業に関するご質問にお答えをいたします。

今回、取り組みますモデル事業は、市内で増え続けている耕作放棄地を地域の力で再生していただくことを目的として実施するものでございまして、多くの皆様に制度を活用いただけるようまずはしっかりと周知に取り組んでまいります。

なお、モデル事業の成果や課題を踏まえ、令和7年度からの本格展開につなげてまいりたいと考えておまして、議員ご指摘の点につきましても検討をいたしてまいります。

市といたしましては事業終了後においても、再生された農地が再び耕作放棄地とならないよう、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度など、国の制度を活用した農地の維持を継続いただきたいと考えておまして、申請のサポートなど、きめ細かく対応してまいります。

◎保険福祉部長（住友礼子君）

議長、保険福祉部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、住友保険福祉部長。

[保険福祉部長 住友礼子君 登壇]

◎保険福祉部長（住友礼子君）

続きまして、私からは、介護保険料基準額の見直しに至った経緯についてお答えさせていただきます。

介護保険制度では3年ごとに介護保険事業計画を策定し、その間で必要となる介護給付費の見込みを立て、介護保険料を算定することとなっております、3年に一度見直されます。

本市の状況といたしましては、75歳以上の高齢者数は2031年にピークを迎え、また85歳以上の高齢者数は2039年にピークを迎えるなど、今後、介護を必要とする方の増加が見込まれますので、当面、介護給付費は高い水準で推移すると見込んでおります。一方、保険料を負担する65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳の第2号被保険者は今後も減少していくことが推計されていることから、被保険者1人当たりの負担は大きくなることを見込まれます。

こうした今後の介護給付費の増加と被保険者の減少、また準備基金の状況を総合的に勘案し、第9期の介護保険料につきましては月額基準額を6,100円と算定したものでございまして、第8期からは300円の増額となりますが、将来にわたる介護保険事業の健全な運営のため、ご理解いただきたいと考えております。

高齢化が進む本市において、介護保険料の上昇は避けることができないものと考えますが、少しでもその上昇幅を抑えることができるよう、サービス提供事業者に対する適切な助言や指導等を行い、介護給付費の適正化を図るとともに、生活習慣病の発症・重症化予防などの保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、できる限り要介護状態にならない取組を進めてまいります。

◎議長（川西 仁議員）

ここで、10分程度小休させていただきます。

小休 午後2時38分

再開 午後2時48分

◎議長（川西 仁議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号9番、田中義美議員。

◎9番（田中義美議員）

はい、9番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、田中義美議員。

[9番 田中義美議員 登壇]

◎9番（田中義美議員）

議長の許可をいただきましたので、3月議会の一般質問をさせていただきます。12月議会に引き続き、最後の質問者となりました。しばらくのお付き合い、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、私の自治会内にある青木家住宅と西部健康防災公園の運営についての質問を行います。

初めに、国登録有形文化財青木家住宅の活用について。

ただいま私の前の中川議員さんが吉田邸の活用について質問をされましたので、これは私のところ入りませんが、ちょっと感想を述べさせていただきます。

青木家住宅は、まず言うたら、何もないところ。使用前のところ。それから吉田邸というのは、もうお金も払って指定管理もついて、きちんとしております。私のほうの青木邸というのは、吉田邸の今の現状のところまで持っていけたら、ごついすばらしいもんじゃと思っております。それを前提に質問させていただきますので、ご答弁のほうはその分は関係ございませんので、よろしくお願いいたします。

質問の前段についての歴史。青木邸というのは、皆さんもあんまり知らないと思いますので、地元住民の私の知ってる範囲で少し説明させていただきます。

青木家は、藍の生産などを手がける農家で、近年に建設業を興して栄えた家柄であります。1915年、大正4年に隠居所として入母屋造り、本瓦ぶき、2階建てで堂々とした建物のほか、敷地面積は5,000平方メートルの中にほかの全建物が建築しております。平成4年に旧美馬町に寄附され、平成10年に国登録有形文化財指定、現在、美馬市教育委員会が管理しています。現在利用しているのは、そこで陶芸教室、ピアノ教室、藍染め体験をしていますが、母屋の建物は何も利用していないため老朽化が進み、維持管理費が増えるばかりと、今後のことを私は心配しております。

そこで質問。一つして、1番、今までの利用状況の経緯と維持管理費用の総額は。2番目に、登録有形文化財の指定のすることによってのメリット、デメリットについてをお伺

いします。3番目に、今後、存続させるためには、文化財としてか、観光資源として、また市民の文化活動の場所としてなど、青木家住宅をどのようなものにするかの位置づけ。

以上、3点にしてお伺いします。

続きまして、2番目に、西部健康防災公園の活用について。

今年、元日の石川県能登地震で甚大な被害が発生しました。南海トラフ巨大地震は30年に1回起こると言われています。地震がいつ起きるのか徳島県も例外ではありません。当公園では、毎年9月の防災の日に県の防災訓練が開催しております。また、自衛隊もこの土地で訓練をしております。この公園の災害の役割については、県西部の防災時の対策拠点、それから南海トラフ巨大地震の時は四国の拠点は香川県のまんのう町で聞いております。そのサブの拠点として徳島県とか高知県の物資の輸送等を当公園が担当すると聞いています。当公園は、災害時の行政の対応拠点であり、民間の避難所としては使えないとも聞いております。防災についての知識は今までの質問等いろいろなことで少しは理解していますので、今回の質問は健康公園を中心に管理運営を通じてどのような公園を目指しているのか、順次お伺いいたします。

1番目に、徳島県管理の四国三郎の郷オートキャンプ場、防災館、それから国土交通省管理のMIZBEステーション、美馬市管理のリバーサイドパークについて、各施設の機能と利用状況について。2番目に上記施設の指定管理者名、それから指定管理料金について、2点についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

9番、田中義美議員の一般質問のうち、私から、美馬市美馬リバーサイドパークを除く西部健康防災公園の施設に関するご質問にお答えをいたします。

美馬市と三好市の境界付近に位置しております県の西部健康防災公園は、健康と防災の両面から利用できるリバーシブルな公園とされており、最大400人が宿泊可能な四国三郎の郷のほか、美馬市美馬リバーサイドパークや三好市三野健康防災公園、県立西部防災館などが含まれる約50ヘクタールの公園でございます。

この公園が持つ防災の機能につきましては、県の広域防災活動計画において、公園全体が救助活動拠点に位置づけられておりまして、警察、消防及び自衛隊の各部隊が県内において部隊の指揮や宿営、資機材の集積、燃料の確保などを行う際の拠点候補地として選定されております。また、公園内の施設のうち、美馬市側でございます県立西部防災館の本館につきましては、災害発生時に広域応援部隊の活動拠点や沿岸地域が被災した場合の後方支援拠点としての活用が、また別館につきましても広域物資輸送拠点としての活用が予定されているほか、本館、別館とも平時には防災啓発や健康増進の取組が行われております。

一方、同じく美馬市側の中島地区MI Z B Eステーションにつきましては、吉野川上流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の応急復旧活動を行う上で必要な資機材の備蓄や水防活動の拠点として国土交通省が整備した施設でございまして、国土交通省徳島河川国道事務所との協定に基づき、国と市が共同で維持管理を行っております。

次に、美馬市側にあります施設の指定管理の利用の状況についてお答えをいたします。

まず、県立西部防災館につきましては、県が令和3年度から7年度の5年間、四国開発土木株式会社を指定管理者として指定しておりまして、指定管理料につきましては、年間2,887万円となっており、令和4年度の利用者数は延べ1万6,617人とお聞きしております。

なお、四国開発土木株式会社は、令和5年度から9年度の5年間、隣接する四国三郎の郷の指定管理者としても指定をされておりまして、令和4年度の指定管理料は1,885万6,000円、利用者数は延べ1万8,126人となっております。

◎副教育長（園木一昌君）

議長、副教育長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、園木副教育長。

[副教育長 園木一昌君 登壇]

◎副教育長（園木一昌君）

続きまして、私からは、国登録有形文化財青木家住宅の活用についてと美馬市美馬リバーサイドパークの機能と利用状況についてのご質問に順次お答えいたします。

まず、国登録有形文化財青木家住宅の今までの活用状況と維持管理経費についてでございますが、青木家住宅は平成10年に国の登録有形文化財として登録され、旧美馬町時代も含め、約25年がたっております。その間には、文化財としての見学者受入れ以外にも各種研修会やジャズコンサート、ピアノ教室、陶芸教室などが行われ、令和3年度からは藍染め体験施設として地域おこし協力隊によって活用されており、地域の皆様を中心に、市内外の方々に利用されている施設でございます。

施設の維持管理経費につきましては、合併以降の19年間で申し上げますと、瓦や漆喰壁を修復する費用や、定期的に行われている教室に必要な備品の購入などの費用として約3,000万円を、光熱水費及び浄化槽の清掃・点検等管理費として約800万円の経費を支出してまいりました。

次に、国登録有形文化財であることのメリット、デメリットについてでございますが、まずメリットといたしましては、国登録の文化財としてPRできることや修復工事に係る対象経費に対して国の補助金制度を活用できることとでございます。一方、デメリットといたしましては、建物の増改築や修復を行う際の規制があることとでございます。

また、青木家住宅の位置づけについてでございますが、現在、市内にはほかにも国登録有形文化財に登録されている建造物がございまして、青木家住宅も他の建造物と同様に価値のある保存すべき有形文化財として位置づけております。

次に、美馬市美馬リバーサイドパークの機能と利用状況についてでございますが、美馬

市美馬リバーサイドパークは、サッカーや野球、ソフトボールなどができるグラウンドのほか、パークゴルフやウォーキングコースを備えており、子どもから大人まで年間を通して様々なスポーツが楽しめる施設でございます。令和4年度の利用者数は延べ3万8,913人となっております。

また、指定管理者及び指定管理料につきましては、本市が令和3年度から5年度の3年間、AMEMBOを指定管理者に指定をしており、令和5年度の指定管理料は447万2,000円でございます。

◎9番（田中義美議員）

はい、9番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、9番、田中義美議員。

[9番 田中義美議員 登壇]

◎9番（田中義美議員）

先程は失礼しました。

それでは、続きまして、再問のほうに入らせていただきます。

登録有形文化財指定を外さないで、活用方法を考えるとの答弁は今まで何回も聞いております。しかし、全然前に今まで進んでおりません。私の質問は、青木家住宅全体を今後どうするのかの質問ですので、青木家住宅の存続を願っている一人として、歴史文化の町にふさわしい重要な建築物を母屋も含めて全体をどのように保存・活用するのか、改めて伺いたします。

もう1点の西武健康防災公園についてでございます。

各施設の機能と利用者、利用状況、指定管理者、管理料について丁寧な説明をありがとうございました。

四国三郎の郷オートキャンプ場の次の公募は令和10年度、西部防災館は令和8年度と答弁をいただきました。まだ先のことではありますが、私は美馬市内の事業者には地元愛があり、また施設の大半が美馬市側にある関係上、当公園を運営するべきと思っております。市内の企業が施設の概略について少し分かれば、公園全体を管理運営することにより事業者が一体管理のメリットが発揮できるのではないかと考えております。しかし、公募は企業努力のみでございます。

そこで、再問として、1番に指定管理者の選定基準はどのようにしているのか。2番目に国土交通省、徳島県、美馬市、施設管理者との連携は取れているのか。3番目に西部健康防災公園の未来について、官民学と有識者の協議会などがあるのかどうか伺いたします。よろしくお願ひします。

◎企画総務部長（吉田正孝君）

議長、企画総務部長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、吉田企画総務部長。

[企画総務部長 吉田正孝君 登壇]

◎企画総務部長（吉田正孝君）

9番、田中義美議員の再問のうち、私から美馬市美馬リバーサイドパークを除く、指定管理者の選定基準についてのご質問にお答えいたします。

西部健康防災公園のうち美馬市側にあります四国三郎の郷と県立西部防災館につきましては、いずれも県の施設でございます。それぞれ指定管理者の募集要項の中に審査基準が示されております。これら二つの施設とも審査基準において「住民の平等な利用の確保」や「適正な管理」「安定した管理のための人的、物的基盤」などが掲げられております。また、加えて、四国三郎の郷におきましては「設置目的の効果的な達成」や「管理のための技術的能力」を、また県立西部防災館におきましては「効率的な管理運営」や「地域との連携」「地域貢献」を求める内容となっております。

◎副教育長（園木一昌君）

議長、副教育長。

◎議長（川西 仁議員）

園木副教育長。

[副教育長 園木一昌君 登壇]

◎副教育長（園木一昌君）

続きまして、私からは、青木家住宅の今後についてと美馬市美馬リバーサイドパークの指定管理者の選定基準及び各施設との連携や有識者による協議についての再問に順次お答えいたします。

まず、青木家住宅の今後についてでございますが、青木家住宅につきましては、国登録有形文化財として引き続き保存していくとともに、活用につきましても他の地域における事例などを参考に検討していきたいと考えております。

現在、青木家住宅は、地域おこし協力隊による活動の一環で藍染め体験が行われておりますが、今後も営利を含む各種活用の場として使用できるよう、本定例会に関係条例の改正案を提出させていただいているところでございまして、文化財としての活用が進むよう取り組んでおります。

次に、美馬市美馬リバーサイドパークの指定管理者の選定基準についてでございますが指定管理者募集の際に公表しております審査基準は、「市民の平等な利用の確保」や「効率的な管理運営」「安定した管理のための人的、物的基盤」などでございます。

また、国土交通省、徳島県、美馬市、施設管理者の連携につきましては国・県・市が管理しております各施設ともに、それぞれの管理者が独自に運営している状況でございます。

最後に、西部健康防災公園の有識者による協議についてでございますが、現在、県と2市2町及び指定管理者で組織する西部健康防災公園利活用検討会が設置されておまして、事務局である西部総合県民局からは市が整備している多目的広場を含めて、今後、検討会で協議を進めたいとお聞きしておりますが、そのメンバーには国及び有識者は含まれておりません。

◎9番（田中義美議員）

はい、9番。

◎議長（川西 仁議員）

はい、9番、田中義美議員。

[9番 田中義美議員 登壇]

◎9番（田中義美議員）

青木家住宅の活用については、今までの例から教育委員会だけに任さずに、市全体で取り組んでいただきたいと思います。

まず、初めに、そのために民間事業者も含めた協議会を設置して進めるというふうに。やっぱり何か動いていかなんたら駄目だと思いますので、その点を質問させていただきます。

次に、西部健康防災公園の利活用検討委員会が設置されているとの答弁をいただきましたが、私は公園利活用検討委員会があるのも知りませんでした。情報発信が少なく、各施設ごとに別々に動いているように地元住民の私には見えてまいります。

そこでお伺いします。

少子高齢化社会が今、すぐそこまで来ている県西部で、美馬市民はどう生き残るのか。県西部のアウトドアスポーツの拠点としてこの公園をどのように生かしていくのか。そのためには美馬市が率先して官民学、企業も含めた有識者による協議会を立ち上げてはどうでございましょうか。

ご答弁をいただき、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎副市長（岡 建樹君）

議長、副市長。

◎議長（川西 仁議員）

はい、岡副市長。

[副市長 岡 建樹君 登壇]

◎副市長（岡 建樹君）

9番、田中義美議員からの再々問にお答えいたします。

まず、青木家住宅の活用に向けた協議会の設置についてでございますが、青木家住宅などの国登録有形文化財につきましては、いったん失われると再現することが困難な貴重な文化財であり、後世へ継承していく必要がございます。このため、まずは文化財の保存に力を入れることとしておりますが、文化財を観光や教育、地域活性化の資源として活用することは、市民の地域への誇りを醸成する上でも有効でございます。

そこで、青木家住宅を含め、経済部や教育委員会など、関係する部局で文化財の活用策を協議する場を設置し、活用面にフォーカスした検討を行いたいと考えておりまして、必要に応じて民間事業者のご意見についても伺ってまいります。

次に、西部健康防災公園の未来に向け、県や市、町だけでなく、民間や有識者を含む検討組織を立ち上げてはどうかのご提言をいただきました。

西部健康防災公園につきましては、先程答弁させていただきましたように、県・2市2町及び指定管理者で構成する利活用検討会がございます。

市といたしましては、西部健康防災公園の持つ健康増進の機能が最大限発揮されますよ

う、大規模なスポーツイベントや市民の皆様が気軽に参加いただける健康づくりイベントが定期的開催されることが望ましいと考えております。

そこで、まずは庁内の関係部局で検討を行うとともに、利活用検討会の事務局であります西部総合県民局に対し、働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

青木家住宅、西部健康防災公園とも有効活用に向け、教育委員会を中心に全庁的な体制で検討してまいります。

◎議長（川西 仁議員）

ここで、暫時小休いたします。

小休 午後3時15分

再開 午後3時18分

◎議長（川西 仁議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

お諮りをいたします。田中義美議員より、先程の一般質問の内容におきます発言について、会議規則第65条の規定により、「南海トラフは30年に1回起こる」と発言の申しがありました。この部分を「南海トラフ地震につきましては30年以内の発生確率が非常に高い」という訂正の申出がございました。この訂正を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（川西 仁議員）

はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、田中義美議員からの発言の訂正の申出を許可することにいたします。

以上で、通告による一般質問は終わりました。これをもって、一般質問を終結いたします。

次に、日程第4、議案第1号、美馬市うだつ未来館条例の制定についてから議案第5号、美馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてまで、議案第7号、青木家住宅設置条例の一部改正についてから議案第14号、美馬市消防事務手数料条例の一部改正についてまで、及び議案第20号、令和6年度美馬市一般会計予算から議案第38号、市道路線の変更についてまでの32件を一括し、議題とさせていただきます。

これより質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告がございませんので質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結させていただきます。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号まで、議案第7号から議案第14号まで、及び議案第20号から議案第38号までの32件を、会議規則第37条第1項の規定により、ご配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託させていただきます。

次に、日程第5、請願第1号についてを議題とさせていただきます。

請願第1号につきましては、ご配付の請願文書表のとおり、所管の総務常任委員会に付

託をいたしました。また、陳情1件につきましては、所管の福祉文教常任委員会に送付をいたしましたので、ご報告させていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次に、休会についてお諮りいたします。明日2月29日から3月11日までの12日間は、委員会審査及び市の休日のため、休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(川西 仁議員)

はい、異議なしと認めます。よって、明日2月29日から3月11日までの12日間は休会とすることに決しました。

なお、3月4日の産業常任委員会、5日の福祉文教常任委員会、6日の総務常任委員会の各常任委員会のご審議をよろしくお願いをいたします。

次会は、3月12日午前10時から再開し、委員長報告に引き続き、質疑・討論・採決であります。よろしくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後3時22分

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月28日

美馬市議会議長

美馬市議会副議長

会議録署名議員 8番

会議録署名議員 9番

会議録署名議員 10番